

平成28年 3月14日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (16名)

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
----	---------	----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (33名)

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 好 彦
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	伊 藤 久 幸	開 発 部 長	竹 川 彰
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹
総 務 部 次 長 兼 秘 書 企 画 課 長	山 口 精 宏	総 務 部 次 長 兼 危 機 管 理 課 長	橋 村 正 則
民 生 部 次 長 兼 十 四 山 支 所 長	松 川 保 博	民 生 部 次 長 兼 児 童 課 長	村 瀬 美 樹
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	監 査 委 員 長 事 務 局 長	平 野 宗 治
総 務 課 長	立 松 則 明	庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行
税 務 課 長	山 下 正 巳	収 納 課 長	鈴 木 浩 二
市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久	保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一
環 境 課 長	伊 藤 仁 史	健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘
福 祉 課 長	宇 佐 美 悟	介 護 高 齡 課 長	半 田 安 利

総合福祉センター 所長	村瀬 修	農政課長	安井 耕史
商工観光課長	羽飼 和彦	土木課長	山田 宏淑
都市計画課長	大野 勝貴	下水道課長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水谷 みどり	生涯学習課長	安井 文雄
図書館長	山田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三輪 眞士	書記	浅野 克教
書記	伊藤 国幸		

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、永井利明議員と鈴木みどり議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず炭竈ふく代議員、お願いします。

○13番（炭竈ふく代君） おはようございます。

13番 炭竈ふく代でございます。

一般質問をさせていただく前に、本年は東日本大震災の発生から5年を迎え、先週はテレビなどでさまざまな特集が生まれ、震災直後の状況を目にいたしまして、改めて「未曾有」の災害を振り返りました。今もなお全国に17万以上の方が避難生活を余儀なくされているという報道に、避難者の方々に対しましてお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うばかりでございます。

それでは、一般質問を行ってまいります。

通告に従いまして、子育て世代包括支援センターの設置と我がまちの子供を虐待から守る対策について質問いたします。

新しい年になって、耳を塞ぎたくなるような悲惨な幼児虐待事件が続いています。埼玉県狭山市では、親に熱湯をかけられ、その後に死亡したのは3歳の女兒。女兒の体には虐待の跡が見られたといいます。保護責任者遺棄容疑で逮捕された母親の内縁の夫の激しい虐待の状況が浮かび上がっています。地域では、それ以前から虐待のサインは出ていたといいます。

また、1月27日深夜、東京大田区大森南のマンションの一室で、この部屋に住む3歳の男児が心肺停止状態で見つかり、病院で死亡が確認をされました。全身にあざがあり、大森署

は傷害の疑いで母親と同居している住所不定の男を逮捕しました。男は、頭にきてやった。何度も顔を殴ったり投げ飛ばしたりしたと容疑を認めています。

このように、自分で自分を守ることができない幼児、ともに3歳だった女兒と男児、どんなに苦痛だったでしょう。余りにも悲惨で悲しくむごいことです。さらに、2月に入って福岡県久留米市で、当時16歳の娘に対し、飼っていた金魚の死骸30匹以上を無理やり食べさせた疑いがあるとして、無職の母親と内縁の夫が逮捕されています。

また、同じく東京足立区では、3年前、当時3歳の男児がウサギ用ゲージに監禁をされ、あげくはタオルで口を塞がれて窒息死するという痛ましい事件が起き、両親が逮捕されました。

その後も、こうした家庭内における幼児虐待の報道が後を絶ちません。そして、死亡した子供の主な加害者が45%に上るといふ衝撃的な事実にも驚かされます。日本では、このような悲惨な虐待による死亡事例は年間50件を超え、1週間に1人の子供が命を落としているといえます。

そこで、お尋ねをいたします。

急増する虐待相談の現状と、その受け皿である児童相談所の体制と、また特に児童福祉士の不足が指摘をされていますが、こうした点につきまして、我が市の認識と対応について伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） おはようございます。

御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

全国的な数字を見ましても、児童相談所における児童虐待対応件数は増加傾向にございます。本市においては、家庭相談員を1名増員し2名体制で、子供本人や保護者などの面接を来所や家庭訪問によって行うほか、保育所や学校、病院など関係機関へ訪問調査を行っております。

新たな事例や今日までのケースにつきましては、毎月1回、海部児童相談所、保育所、健康推進課、福祉課、教育委員会、家庭相談員、児童課の職員で構成する要保護児童対策地域協議会実務者会議において情報の共有を図り、ケース検討を行い、児童虐待を初めとする要保護児童等の諸問題について対応しております。また、これらのケースは民生委員会において報告し、地域からの早期発見・対応につなげております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま全国的にも児童虐待の相談件数は増加傾向にあるということでございますけれども、本市の現状はどうでしょうか。本市の現状で、過去何年間の相談件数をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 当市の相談件数でございますが、平成24年が18件、25年度が27件、26年度が41件、27年度につきましては、2月末まででございますが28件でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま過去における相談件数をお聞きしました。26年度の41件が最も多いんですけれども、28年には少し減っているということも今わかりました。

家庭相談員の増員であったりとか、また児童虐待を初め諸問題に向けて各関係機関の御尽力で早期発見をしていただいているということで、対応していただいているということでございます。こうした早期発見で悲しい虐待がないことを願うばかりでございます。

ところで、フィンランドの「ネウボラ」と呼ばれる妊娠期から就学前までの子育て支援が、今、日本で注目を集めています。ネウボラとはフィンランド語で助言の場を意味する言葉で、妊娠から出産、そして子供が生まれた後も、基本的には6歳までの間、切れ目なく継続的なサポートを提供する総合的な支援サービスのことをいいます。まち・ひと・しごと創生政策パッケージでも子育て世代包括支援センター、いわゆる日本版ネウボラの整備が上げられています。私は、昨年6月議会におきましても、この妊娠・出産包括支援事業について質問をさせていただきました。

そこで、改めてお尋ねをいたします。

我がまちの妊娠期相談支援体制と、また産前・産後のサポートの体制、そして産後のケアの取り組みはどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 本市におけます妊娠期相談支援体制といたしましては、保健センターに妊娠届を提出されたとき、妊婦さんやパートナーの方に保健師等が直接、母子手帳の交付を行います。このときが妊婦と保健師とのかかわり合いの始まりでございます。このときに、妊娠・出産に関するアンケートを実施します。アンケートの結果などによって、若年者や鬱病など心に病のある妊婦等ハイリスクの方には、継続的に妊娠中から担当保健師がかかわります。また、必要に応じ、児童課の家庭相談員とともに連携をとりながらかかわっております。

出産後の赤ちゃん訪問事業では、市内を地区割りし、全ての出生児に対して保健師等が訪問を行っております。この赤ちゃん訪問では、母子の心身の状況や療育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供を行っております。

また、今年4月からは、養育支援訪問事業といたしまして、赤ちゃん訪問の実施結果に基づきまして、育児ストレス、産後鬱、育児ノイローゼ等の問題により子育てに対して不安や

孤立感を抱える家庭、さまざまな原因で養育支援が必要な家庭に、研修を受けた訪問支援員、これは保健師でありますとか、助産師でありますとか、看護師でございますけれども、支援訪問を開始し、養育上の諸問題の解決、軽減を図ってまいります。

産前・産後サポート、産後ケアの取り組みは、平成28年度に1年間を駆けまして、赤ちゃん訪問時、その親御さんたちに、産前・産後を通じてどのような支援が必要かアンケートを実施いたしまして、今後の母子支援事業に生かしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま御答弁いただきました。本年4月から養育支援訪問事業や、そして赤ちゃん訪問時のときにアンケートの実施を行うということで、新たな取り組みだと思いますけれども、大変いいことだと思います。

本市における行政の細やかなサービスにつきましては理解をいたします。しかし、例えば現在妊娠がわかって、母子手帳をもらいに役所や保健センターを訪れると、その後は母親学級や乳児健診ぐらいしか保健師を初めとしたスタッフとの接点がありません。また、妊娠中も健康面については妊婦健診の際に産婦人科といった医療機関で相談はできても、それ以外のメンタル面や生活上の不安、心配事につきましては、相談できる場が十分ではないと思います。

そこで、日本版ネウボラの子育て世代包括支援センターでは、妊娠して最初に訪れる場所であり、その先もずっと必要な支援が受けられる場として機能するよう、専門家を配置した上で必要に応じて医療機関とも連携をとるということも可能としています。急速に進む少子化対策として仕事と家庭の両立が急務になっている今、子育てに必要なサポートの整備が必要であり、せっかく生まれてきた子供たちが虐待死する事件は、さきに述べましたとおりでございます。子育てをしている家族を中心に支援のあり方を考え直してみたらどうかというのが、このネウボラからのメッセージでございます。

日本政府もネウボラに注目をいたしております。一昨年末にまとめた人口減対策や地方創生の総合戦略は、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援が必要だとして、ネウボラを参考にした包括的な支援センターの設置を提言し、ワンストップの相談窓口を整備することを明記いたしております。2015年度までに150カ所、それからおおむね5年後までに全国展開を目指すとしております。

そこで、お伺いをいたします。

前回の質問の折に市側からも、ネウボラから学び、改善するところがたくさんあるとの御答弁もございました。本市においても、これらをワンストップ、すなわち1カ所で包括支援をするための子育て世代包括支援センターをぜひとも設置すべきだと考えますけれども、こ

の点について市の御見解をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 子育て世代包括支援センターは、妊娠期、出産直後、子育て期と、各ステージを通じて地域の関係機関が連携して切れ目ない支援を実施できるよう必要な情報を共有し、みずから支援を行い、または関係機関のコーディネートを行うものでございます。

保健センターは母子保健に関する相談機能を有する施設でございます。職員である保健師等の専門性を生かした相談支援を行い、母子保健を中心とするネットワーク、医療機関、療育機関等につなげてまいります。

多種多様な専門知識を備えた人材、専門職員をそろえることには限りがございます。しかし、育児相談、栄養相談、子育て相談、歯科相談、発達・発育・病気等の診察、相談につなげ、対応していくようにしておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま部長より御答弁をいただきましたが、我が市の保健センターを中心に万全を期しているから、包括支援センターは必要ではないというふうにもとれましたし、設置についてのお考えが御答弁がなかったかなというふうに思いました。

ネウボラを参考にした施策は他の自治体でも始まっております。例えば千葉県浦安市では昨年10月から、妊娠届を受理する市の保健センターで、全ての妊婦に面談をして、一人一人の状況に応じた子育てケアプランをつくっています。妊婦や母親が利用できるケアや支援サービスをまとめたもので、母子手帳とは別に手渡しています。妊娠時、出産前後、1歳の誕生日前後の計3回を作成し、2回目以降は子育てグッズや商品券を贈ることで、母親がセンターを訪れ、相談をするきっかけにしたいということでございます。

また、埼玉県和光市は昨年10月以降、妊娠届を受理する窓口を戸籍住民課から保健師や助産師のいる市の保健センターなど4カ所に変更をし、妊娠期から子育てまで専門家が継続して相談に乗れる体制を目指しています。

そして、特に注目を集めているのが三重県の名張市でございます。名張市は今年の夏、主に高齢者の相談窓口となっていた市内15カ所をまちの保健室として、看護師や社会福祉士ら子育ての相談にも乗るチャイルドパートナーに任命し、名張版ネウボラとして利用を促しています。ネウボラ導入前は、市が親と接する機会は、母子手帳交付のための妊娠届の受理と、生後1カ月から3カ月の乳児家庭全戸訪問と、それから1歳半の健診などに限られていたそうです。保健師の方がこうおっしゃってみえます。それは、一度切りの訪問や他の親子も集まる健診では、お母さんの本音を引き出すことは難しかったということです。そして、児童虐待など問題が見つかり、初めて親の悩みに気づくケースも多かったとも話されていま

す。

また、保健室では、紙おむつ専用のごみ袋を無料配布していて、相談事がなくても立ち寄れるように工夫をされています。妊娠届の窓口や育児教室でも積極的に広報し、幼児家庭全戸訪問の際にも訪問する主任児童委員がしっかりと伝えていきます。不安そうな母親におせっかいをやき、保健室に同行することもあるということです。そうした中で悩みを打ち明けられることも多くあり、子供に激しく手を上げてしまうなどと深刻な場合は、他の機関とも連携をして、早急に対応をされています。

先ほど当局より、多種多様な専門知識を備えた人材、また専門職員をそろえることは限りがあるという御答弁ではございましたけれども、きめ細やかなサポートをする上で、保健師ら専門職のネウボラおぼさんの育成も今後の重要課題であるかと考えますが、このような取り組みについて市はどのようにお考えになりますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） まずもって先ほどの答弁の中で、子育て世代包括センターを否定しているわけではございませんので、その辺だけは御理解願いたいと思います。現在の市でできる範囲のことを今やらせていただいているということを御説明させていただいたところでございます。

続きまして、ネウボラの取り組みでございますけれども、これは昨年の6月議会でも同様の御質問をいただいております。フィンランドのネウボラは、妊娠期から就学前、6歳までにかけての子供の家庭を対象とする支援制度でありまして、ここからは、かかりつけネウボラおぼさん（保健師）を中心として切れ目のない支援が行われております。本市においても切れ目のない支援を行えるように、現在の段階では保健師等に専門知識取得のための各種研修への積極的な参加を考えております。多様化する相談、支援の内容に対応するための人的整備として、保健師、臨床心理士、看護師、ソーシャルワーカー等の増員も視野に入れていくことも必要かと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） それと、さきに述べました三重県の名張市のように、市内の各地域に健康づくりと地域福祉の拠点となるまちの保健室を設置いたしまして、地域内のつながりを深め、子育てへの協力や連携などまち全体で子育てを考えていく上で、既存のネットワークや町内会を活用して、妊娠から子育てまで地域全体で支援をする仕組みである「チーム地域」というものを本市もつくるべきだと思いますけれども、このような点につきましてはどのようにお考えになるか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） これも現状の話になってしまいますけれども、保

健センターにおきましては、母子保健事業の充実のために、児童相談所、それから保健所、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、保育所、のびのび園、児童課等と連携し、ネットワークをつくりながら、情報収集、支援体制を強化していかなければならないものでございます。

子育て支援センターや児童館は、子育て親子が気軽に集まり、遊んだり交流したり、さまざまな支援サービス情報の提供を受けたりするスペースでございます。親子と地域を結びつける、かけ橋的な施設でございます。

また、平成28年4月からは、ファミリー・サポート・センター事業を市の直営事業として運営するとともに、病気の回復期等にあり、集団保育等が困難な児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立支援及び児童の福祉向上を図るためファミリー・サポート・センター ―― 御存じだと思いますけど、育児の援助を行いたい者と受けたい者によって構成する会員組織でございますけど ―― を活用して病児・病後児保育事業を始めます。

このファミリー・サポート・センターは、行政による公助支援ではなく、市民相互の助け合い、共助活動でございます。子供を預かる、預けることだけではなく、活動を通じて新たな交流が生まれ、地域における人間関係を構築していくこともできます。民生・児童委員の皆さんからは、児童虐待を初め、要保護児童について地域からの早期発見・対応につなげております。

地域の結びつきや人間関係の構築により、誰もが住みなれた地域で安心して生き生きと暮らしていくことができるよう、引き続き地域の皆さんのお力添えをお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 全ての子供は、無限の尊厳性と可能性を持ったかけがえのない社会の宝です。そして、子供たちが安定した環境で健やかに育っていくためには、お母さんやお父さんを社会全体でしっかり支えていくことが必要であるかと思えます。

核家族が進む中で、最近が高齢出産の女性も多く、またその親御さんの世代も高齢化をしていて、出産の手伝いもままならない中、孤立に耐えながら出産、子育てをする女性も少なくありません。精神的に不安定になり、産後鬱、児童虐待、ネグレクトなどの深刻な悩みの解消のためにも、妊娠から子育てまでお母さんらが直面するさまざまな相談に乗り、切れ目のない支援をワンストップでできる子育て世代包括支援センターを設置することで、地域の医療や福祉、教育など、関係機関とのさらなるネットワークを構築する契機となり、まちの活性化にもつながるものと考えます。どうか本市におかれましても、先進地の取り組みを参考にさせていただきながら、早期の実現に向け、弥富版ネウボラの構築を強く申し上げておき

ます。

また、最後に市長にお伺いをいたします。

さきの議会におきまして、平成28年度施政方針の中で、「健やかでやさしいまちづくり」の政策目標に、妊娠・出産・子育てにおいて切れ目のない支援のための相談支援体制の確立に努めていかれるということで発表がございました。この点につきまして、最後に市長の御見解をお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

炭竈議員に御答弁申し上げる前に、議員にお断りを申し上げまして、5年が経過する東日本大震災に対して、私のほうからも一言お悔やみ、お見舞いの言葉を申し上げたいと思っております。

5年が経過するわけでございますけれども、まだまだ復旧・復興には至っていないというような状況が続いておるわけでございます。一日も早く被災地の皆さんが本当に普通の生活に戻っていただけるように、国を挙げて応援していただきたいと思っております。

私どもも愛知県市長会を通じて、宮城県の七ヶ浜に過去3年間さまざまな形で行政支援をさせていただいております。そしてまた平成28年度、ことしも同じ七ヶ浜町に職員を派遣する計画でございます。そのような形の中で、復旧・復興に対して私たちとしてもお手伝いをしていきたいと思っております。

炭竈議員、ありがとうございました。

議員のほうから、児童虐待等々についてお話をいただきました。新聞紙上、あるいはテレビを通じて、さまざまな児童虐待が現在私どもに届いてくるわけでございます。本当に悲しい出来事、子供さんがかわいそうだ、親としての責任をどうしているんだというような形で、親の責任を問う多くの声が私は寄せられているのではないかなあと思っております。

先ほども、るる担当部長から答弁をさせていただきましたけれども、私どもといたしましても、家庭相談員を増員いたしまして、大変子育てに対して悩んでみえる保護者の方にいろいろと相談をさせていただいておるわけでございます。

最近の相談例といたしましては、非常に若いお母さんが、子育てに対する自信がない、あるいは経験がないということからついつい、本当に虐待に至りそうな件も我がまちにもあるわけでございます。また、経済的な不安という形の中で、子育てに対して大きく影響しているという御相談もたくさん寄せられております。

そういった形の御相談に対して、私どもは家庭相談員を中心といたしまして一件一件丁寧に、その御相談に応じていきたい、そして市の役割としてできることはしっかりと対応させていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、ことしは弥富市誕生10周年という年でございます。その記念事業として、子育て支援の一環として、児童虐待を扱うミュージカルを展開してまいりたいと考えております。日時は9月25日の日曜日と、もう既に決まっております。他の議員の皆様方にも御案内をさせていただきます。弥富出身の弥富又八さんの脚本によって上演をしていくわけでございますが、多くの保護者の方々、あるいは児童にさまざまな形でかかわっている方に、このミュージカルを見ていただいて、子供の虐待、あるいは子育てということに対する一助になればと思っておるところでございます。

続きまして、議員のほうから子育て世代の包括支援センターの設置というお話をいただきました。

私ども弥富市は、「子育てをするなら弥富市へ」というキャッチフレーズのもと、お母さんの妊娠から出産、そしてさまざまな段階での子育て支援を積極的に展開しているところでございます。しかしながら、現在の市役所の組織的な対応として、この問題については児童課、この問題については健康推進課、この問題については教育、あるいは福祉課というような形で対応させていただいているのが現状であろうと認識をしております。切れ目のない支援という継続から考えてみても、この組織対応について考え直す機会が来たなあと思っておるところでございます。新庁舎の建設時におきましては、総合的な子育て支援の窓口を設置し、保護者等への一層の支援をしていかなければならないと考えております。そのことが人口減少、今問われておる地方創生という形の中でのしっかりとした行政としての対応していかなくやならないことであろうと考えておりますので、総合的な子育て支援の窓口を設置したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

そのことが、議員の言われる包括支援センターの設置構想とつながっていくであろうと思っております。そして、外部団体との連携をさらに密に保つことにおいて、さまざまな子育て世帯を応援していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○13番（炭竈ふく代君） よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に那須英二議員、お願ひします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。通告に従いまして質問させていただきます。

今回、改選がされたということで、番号のほうは4番から7番に変わっております。

さて、まず初めに、私の今回の質問といたしまして、1点目、子供の遊び場、公園について、2つ目、用水路について、3つ目、空き家、廃屋等の危険な建物について質問させていただきます。

まず初めにですけれども、子供の遊び場、公園についてでございますが、弥富市は、先ほ

ど市長からも言われたとおり、「子育てするなら弥富市で」と言われるほど子育て支援に手厚く力を入れて、この少子・高齢化社会にあっても子供の減少が少ない地域、また近隣市町に比べても大幅に減少率は低い地域となっております。また、子育て世代、働く世代が多いことで、弥富市は所得税や固定資産税などの税収が伸びている特徴がある、そんな都市となっています。弥富市といたしましては、この方向性を堅持して、弥富の発展の基盤として今ある子育て支援の維持、そしてさらなる子育て施策の充実を進めていかなければならないと思います。

私たちの地域では、保育料は愛知県下でも格段に安い地域となっておりますし、また待機児童がないという地域でございます。そして、また4月からは病児・病後児保育がスタートしたり、そしてまた児童クラブの待機児童をなくすために桜第二児童クラブを新しく増設したり、子育てを応援する子育て支援情報ポータルサイトを開設したりということで、子育てに関して、このあたりの地域ではないぐらいの先進的な取り組みを行っていることに対しては、本当にすばらしいまちだなあと感じております。

また、区画整理事業が行われた日の出地区は、日の出公園などの大きな公園もあれば、平島北・東の公園、作左山公園など、子供たちが歩いて行けるような割と近い地域に安心して遊べる公園があって、よく遊んでいる姿も見かけることができます。

しかし、その一方で、子供が多い地域にもかかわらず、近くに公園や子供の遊び場がなく、仕方なく、そうした子供たちはどうしているかといったら、道路で遊ばざるを得ない状況が目につきます。そうした地域では、子供たちや保護者の方から、このあたりに早く公園をつくってほしいという要望をいただいております。

私、先日、こうした地域を回って、気になる地域には署名を配って、200枚ほど配ったんですけども、その200枚のうち50筆ぐらいが今集まっておりますけれども、そうした中で、そうした子供の多い地域で、周りに、近くに公園がない、そんな地域に至っては、ぜひ市制10周年という記念に、節目に当たって、子育てのまちとしての方向性を頑張っていこうという決意を込めて、その地域に公園をつくっていったらどうかと思っています。

また、日の出地区の場合は、区画整理事業によって行われた経緯がありますので、緑地や、また公園など、ある程度の範囲に確保されている、これは法的に決まっておりますけれども、そうした地域でありますけれども、じゃあ逆に区画整理ではないその他の地域ではどうやったかという、個別に農地や空き地などが住宅にどんどん変わっていった経緯があって、そうした範囲に緑地や公園が確保されなかったことが現状でございます。

市としては、こうした状況をどのように考えているのか、またこうした状況を把握しているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） おはようございます。

那須議員にお答え申し上げます。

市では現在、18カ所の都市公園と30カ所の子供の遊び場などを設置して維持管理しております。議員御指摘のように、市街地のうち区画整理事業が行われた平島地区、五明、五之三地区等では、公園が適切に配置されております。しかし、近年、民間による住宅開発が盛んに行われています前ヶ須周辺地区におきましては、子供の遊び場、公園が設置されていない状況でございます。

市としましては、現状の公園等の配置状況を踏まえまして、今後策定予定の緑の基本計画の中で公園等の適正配置を計画していきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市として、そういう計画を策定したいということでお言葉をいただきましたので、ぜひ一刻も早く、こうした小さな子供たちが道路で遊ばざるを得ないような状況を解消していただきたいと思っています。そんなに大きなものじゃなくても、近所の人たち、近所の子供たちが気軽に集まって遊べる、お父さん、お母さんも、そんなところで安心して遊ばせられる公園がぜひ早急に、できれば10周年の記念として僕はやっていただきたいなど思っております。

また、続きますけれども、今ある公園や子供の遊び場の中には、遊具が古くなって危険なものがある箇所もあります。この管理が一体どうなっているのかと私は疑問に思いますが、こうした状況は、まず市のほうが把握しているのかどうか。

実は先日、とある子供の遊び場のところでシーソーの木がめくれてしまって、むき出しになっているものがあつたんですね。そして、その近所のお母さんから教えていただいたんですが、近所のお母さんから危ないから早く直してほしいと要望があつたものですから、市のほうには伝えまして、応急処置させていただきますということでいただいたんですが、しばらくして様子を見に行ったら、実はその応急処置のやり方が、びっくりしたんですね。市販で売られているような養生テープをシーソーの破れている部分にぴっと張ってあるだけという状況だったんですね。そして、僕が見に行ったときには、もう既に半分剥がれかかっていたような状況だったもんですから、これはちょっといかんということで、もう一度市のほうに言ったんですね。そして、そしたら今度はぐるぐる巻きにして応急処置ということでやられておつたんですが。

でも、そんな状況の直し方であれば、いつまた再びめくれてもおかしくない状況になっておりますので、こうした遊具に関してしっかり直していただきたいと思うんですけれども、そうした遊具に関してしっかり直すお考えはありますか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えいたします。

今言われましたのは子供の遊び場かと思えます。その事例につきましては、こちらのほうも掌握しております。

現在の遊具の点検等でございますけれども、市では安全に遊具を使用してもらうために、年間を通じて定期的に点検を実施しております。そして、遊具の安全性を確認しております。調査の結果により緊急を要するものから修繕を行ってまいります。けがや危険性のある場合は、使用禁止等の措置も行います。

今後とも適切な維持管理に努め、できる限りの修繕で対応していきますが、老朽化で多額の修理費を必要とする遊具、また遊具の使用に耐えないと判断した遊具につきましては、撤去も含めまして検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 定期的に点検されているということで、危険なものに関してはすぐに対応するというごさでしたが、ぜひ早期に対応してもらうことと、最後にちょっと、老朽化で多額な費用を要するものに関しては撤去も考えているということで伺いましたけれども、例えば多額な費用がかかるものというのはどういったものでございますか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 具体的にどういったものというのはございませんけれども、老朽化等によりまして実際に修理等が不可能なものも出てくるかと思えます。そういったものにつきましては、新たに設置する、またはその遊具の必要性に応じまして撤去ということも含めて考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、例えばブランコなど、老朽化になってちょっと危険だと、いつ鎖が切れてもおかしくないという場合、これを修理が不可能であれば、ブランコごと取っちゃうということでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

老朽化している遊具等につきましては、その遊具が過去20年、30年前に設置された多分遊具であろうと想定するわけでございます。例えば公園、特に児童・生徒が使う公園におきましては、どういう道具がなければならぬかというのは普遍的なものがあるかと思えます。例えばブランコというのは、なくてはならない。しかしながら、この遊具については、過去から設置してあるけれど、利用率が非常によくないというようなものについては、この老朽化の際に撤去して、ほかの新しい、今現在、ほかの公園等で利用されている遊具を設置すべきだろうというような考え方で理解していただければよろしいんじゃないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） わかりました。そういうことであれば、少し安心するところもありますけれども、確かに利用率が悪いものに関しては、その辺は近くで遊ばれていたりする子供さんや、そういう御家庭に、もちろん調査など、聞き取り等して、これを違う遊具にかえたいがということで提案されると思いますけれども、そうした方向でやっていただけるのであれば、ちょっと安心いたしました。

一回、市内のほうはそういう調査をされているということであれば、私としては近くの公園を回っていても、結構古くなったものや半分壊れているようなものも目につきますので、そういうのもしっかりと対応していただきたいなと思っております。

冒頭申し上げましたけれど、弥富市は「子育てするなら弥富」と言われるまでになって、今、この少子化の時代にあっても、子供が余り減少しないというすぐれた子育て支援があるまちですけれども、これを継続していくことが、この弥富の方向としては大変重要なことだと思っております。そして同時に、これを継続していくことというのは簡単なことじゃないと思うんです。多額の予算も投じておりますし、そしてまた労力も要していくと思うんです。でも、こうした例えば公園の要求一つ一つをとっても、こういうものを一つ一つ解決していくことこそが、やっぱり弥富は子育てに優しいまちだよねと、こういう評判を広げていくと思うんです。それが、「子育てするなら弥富」を守っていくことだと思っておりますし、ひいては少子化に対しての具体的な対抗策だと思っております。ぜひ一刻も早く、そういう計画を策定して、今、道路で遊んでいるような状況の中の子供たちを一刻も早く公園で遊ばせられるように公園をつくって、また壊れているような遊具に対しては遊具を直して子育て世代や子供のニーズに応えて、子供に優しいまちをつくっていただけるよう期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目は用水路についてでございます。

先日、市内を回っておりますと、用水の中にドラム缶のようなものが落ちていたりとか、また車椅子みたいなものが落ちていたところがございました。こちらのほうは、私、市のほうに伝えておりますので、もちろん取り除かれているとは思いますが、こうした用水路の管理などは現在どのように行っているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 市街地の用水路、排水路の管理の関係でございますけれども、通常ですと地元の区長さんからの要望とか市民の方からの通報等によりまして、今、議員御指摘のようなごみ等が落ちていた場合、あるいはヘドロが堆積しているような、多いところについての情報をいただきまして、ヘドロのしゅんせつや排水路の修繕などを行っている状況でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、区長さんや市民の方からそういう情報提供がない場合は、そのままほったらかしということでございますか。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 市としましては、定期的なパトロールというわけではございませんけれども、随時回りまして、そういったものが落ちているとか、またヘドロ等があって水の流れが悪いということも、市民からの情報もありますけれども、それ以外でもやっているところもありますので、市が全然やってないというわけではございませんけれども、そういった情報が一番重要かなと考えております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） それであれば、例えば区長会などに、ことしはとか、半期ずつでもいいんですけれども、そうした中でそういう状況はございませんかと聞いていくようなチェックリストみたいなのがあれば、もっと出しやすいかなと思っております。そうしたほうが市内の環境改善と保全にいいことだと思いますので、ぜひそういったことを進めていただきたいなと思っております。

また、こうした市内の用水路を見回っておりますと、透明度も低く、結構ヘドロもたまっている。先ほどヘドロを取っていると言われましたけれども、僕から見たら物すごいたまっている、むしろたまっていないところのほうが少ないんじゃないかなぐらいに思っていますけれども、そうした中で、この冬場でも、かなりにおいが気になるところがたくさんあります。これが夏場になったら、もっとにおいがきつくなるんじゃないかなと思っておりますけれども、そうした中で用水のある近所の方々に聞くと、大変困っていますという御意見をいただきます。もちろんですよ。

市では、こうした悪臭が発生する場所などはちゃんと把握しているんでしょうかね。そうした悪臭の対策はどのように考えているか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 議員も御存じかと思っておりますけれども、弥富市全域が低地で自然排水ができないということで、排水には機械排水が不可欠ということでございます。そういったことによりまして、流れの悪い箇所や、時期的には流れをとめて用水兼用ということで水を取り入れている地域もございます。悪臭が発生する箇所も、そういったことで原因があって悪臭が発生する場所もございますので、それを市で全て把握しているということはちょっとできない状況でございます。そういった市民からの通報によりまして、悪臭の箇所を把握している状況が多々あると思っております。

悪臭対策としましては、不等沈下等によりまして流れが悪くなっている箇所がありまして、

そういったところを水路底の調査等修繕や、ヘドロの堆積が多い箇所はしゅんせつで対応しているというところが今現状でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） これも市民や区長さんなどからの通報ということでございますから、ただ、実は予算を見てみると、このヘドロの処理、題目としては河川維持修繕費用ということで書いてありますけれども、年間を通してこの予算をもちろん書かれているわけですが、70万円しかないんですね。弥富市全域をしっかりとヘドロ処理していこうという思いがあれば、70万円で1年間、河川維持修繕費で足りるのかなと思うんですけれども、そのあたりはいかがですか。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 議員御指摘の70万円につきましては、市が管理しております準用河川の維持管理費用ということで70万円が計上してあります。その他の市街地内の排水路管理用としまして、排水路しゅんせつ等工事請負費700万円を予算計上させていただいておりますので、これによりましてヘドロ等の除去対策を今行うようにしております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そっちのほうも使うということなんですね。わかりました。

そうであれば、そういった部分に関しては、しっかりとヘドロの除去等を行って、環境改善に努めていただきたいなと思っております。

一度、今、市民からの情報提供と言っていましたけれども、市内のパトロールも行っているとは言っていましたけれども、本格的に調査を一回しまして、環境保全や悪臭の対策に努めていただきたいなと思っております。

これは私の提案でございますけれども、以前、三宮議員の質問で、鯛浦の自治会連合会で、バクテリアの粉でしょうか、それを各家庭に配って、年に1回それを流しなどから流すだけで、顕著なところは魚が戻ってきたとか、水がきれいになったとか言っておりましたし、また少なくとも悪臭がなくなったという効果があるということも議会のほうでも言われておりますので、これをやはり、私はそんないいことであれば、全市的に行ったらどうかかなと思っております。全市とはいかなくても、こうした悪臭が出る地域は必ず行っていただきたいと思っております。もちろん、今、下水のほうにはつないでおりますので、その下水につないだところにこの粉を流したとしても、ただ下水のほうに流れていだけなんで、それは余り効果がないと思いますけれども、ただ合併浄化槽や単独浄化槽等、そういったまだ下水に接続をしていない家庭や地域に、こうしたものを配って、これを流しから流してもらう。皆さんにそういうことの協力をお願いしていくことによって、市内の環境改善、そしてまた悪

臭対策を解決していくことになると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 那須議員からの御提案の中で、この件につきましては12月議会におきまして三宮議員から御質問いただいて、そのときに民生部長から答弁させていただいております。

浄化材についての地区の活動としましては、27年度には鯛浦地区の7地区で環境浄化材を散布して、地域づくり補助金の対象事業として行っているというのを報告させていただいておりますし、そのときには、今後、まだこれからもう少し検証させていただきたいということで御答弁申し上げていますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 検証って、どういうふうに関証していくのか私にはわかりませんが、顕著に、確かに弥生地区のほうへ行くと余りにおいはしないんです。ところが、こちらのほうの地域は、においが気になったりするところが多いと。これが僕は結果だと思っておりますので、ぜひ一刻も早く進めていただきたいと思っておりますし、では逆に聞きますけれども、その方法以外に、この悪臭対策を具体的に解決する方向というのは何か考えているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 議員御指摘の浄化材もあるんですけれども、今、市としましては、ヘドロ等の堆積というのが一番においのもとになるんじゃないかということを考えております。そういったことを地区の要望によりまして除去するという方法を第1に考えていきたいと考えております。

また、先ほど議員も公共下水道の整備があるということで、そういった接続のところに関浄化材の配布、散布ということは不必要だということもあるんですけれども、下水道の接続率ですね、そういったことを進めていきまして、環境改善ということをして市としては図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ヘドロの堆積の除去は当然のこととして行っていたかかないかんですけれども、あと下水の接続率に関しても言われましたけれども、確かに接続していただければ、そのまま下水のほうに通っていくんですもんですから、そうしたことが少なくなるのはそうなんですけれども、ただ現状、家庭においては接続できない状況の家庭だってあると思うんです。例えば高齢者の世帯であれば、この先何年生きていくかわからんと、そして年金も減っていく中で、この下水の工事を行えるほどの予算はないという家庭だって中にはございますので、そうした家庭に無理やりつながせるということは現実的じゃないと思うんで

すね。

だから、そういう現実的なことを考えると、そういう家庭にじゃあできることはないかということであれば、この散布剤を流しから流すだけ。これだったら、私できるわ、私協力できるわということであれば、それを行っていただく。そうすることによって市民間の、私はつないでおるけれども、あっちはつないでないとか、そういう解消だってできるかなと思っておりますので、ぜひそういうことも踏まえながら、本格的な環境保全材ですか、そうしたバクテリアの粉等の配布を行っていただきたいと思っています。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

環境の浄化材においては、過去に三宮議員、そして鯛浦川を中心とする自治会の皆様方の大変な御努力で、その施策をやってまいりました。しかしながら、私どももその検証については少し時間がかかり過ぎるというようなことも反省をするわけでございますけれども、自治会の皆様方についても、浄化材の散布ということについては、少し今とまっておるような状況ではないかなあと思っております。しかし、その辺のところを一遍よく互いのを検証していかなきゃならないということがあろうかと思っておりますので、少しお時間をいただきたいと思っております。

一番排水路においてヘドロがたまる、あるいはさまざまごみ云々というとも含めまして堆積物が多くなるわけでございますけれども、これはやはり勾配のないところに水路が弥富市の場合においては四方八方にめぐらされている。排水機の運転でないと排水できないというような状況の中において、非常に大きな弊害があるわけでございます。これは、水路において水がないということが非常に大きな要因でございますので、一度私どもといたしましても、これは過去からも言っておるんですけれども、木曾川下流の水資源公団というのがあるわけでございますけれども、そちらのほうにおいて一定の期間、水路に水を入れていただくということにおいて、そして排水をしていただくということで、水の動きを水路の中につくっていかないと、なかなかヘドロが解消できないというようなことでございます。

今、大々的な形で鯛浦川の河川改修をしております。これはまだしばらく、二、三年続きますけれども、そういったところにおいても河川改修という形の中で根本的な改修工事をするということと同時に、生活排水というような状況でのヘドロの堆積と、両方があろうかなあと思っております。いずれにいたしましても、これから夏等々においては悪臭ということに対しては大きな生活の中での弊害であろうと思っておりますので、また応急的な処置という形の中においてはすぐやっていきたいと考えておりますので、先ほどこちらというふうな具体的な場所が示されておりませんが、そういったような具体的な場所も示していただいて、我々としては対応させていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 具体的な箇所、私が気になっているところといたしましては、市のほうにも伝えてありますけれども、また後ほど伝えさせていただきたいと思っております。

あと、今、木曾川のほうから水を入れるように、流れるようにしていただくということでお願いしておるということでもございました。そういったことも確かに必要かと思っておりますので、それはぜひ進めていただきたいなと思っております。

あと、生活排水においてヘドロがということでございますけれども、それを幾分か軽減できる策として、そうした環境浄化材が私は効果てきめんだと思っておりますので、まだなかなか効果があるのかどうかという検証がおくれているということでございますので、それは早急に取り組んでいただいて検討していただきたいと思っております。

じゃあ、続きまして次の問題に移らせていただきます。

3点目、空き家、廃屋等の危険な建物について伺いたいと思っております。

先日、市内を回っておりますと、今にも崩れそうな建物、また倒壊したままの空き家などがちらほらと目についてきました。市は、こうした状況や建物があること、また場所などを把握しているのでしょうか。まず、確認のためお願いします。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 平成24年度におきまして、区长・区长補助員さんの協力のもと、空き家の実態調査というのを実施しております。そのときに、議員御指摘のような空き家も存在するということを確認しております。しかし、その後3年経過しておりますので、この間に取り壊されたり新たに空き家になったりといった建物もあるかと思っておりますので、28年度、来年度におきまして、再度調査、データ作成を実施する予定でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、3年前かな、4年前になるね、24年度に空き家の実態調査を行ったということでございましたが、そのとき例えば、空き家があるよということが実態として浮かんできたかと思いますが、そうした建物についてはどのような処理をされてきたんでしょうか。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 特に危険と思われるものにつきましては、その所有者の方に連絡する等はさせていただいておりますけれども、その後、取り壊しをしていただいた方、あるいはそのままの方ということもありますし、所有者がわからない、不明な方等もその時点ではあって、なかなか空き家対策が進まないという状況が今でも続いているということでございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） せっかく調査して、そういった実態があるということでわかっておるものであって、所有者がわからんものもあるものですからということでございましたけれども、ぜひ所有者任せじゃなくて、市として積極的に所有者の方と、わかっているところに関してはしっかりと話し合っただけで早急に解決方法を見つけていくとともに、わからないところに対しては、行政のほうの執行等も考えながら、一刻も早く危険な建物についてはちゃんとした状態をつくっていくということで解決していただきたいと思いますし、また28年度に調査を行うということでございますので、その調査に当たっても、ぜひ積極的に進めて、見つけたものに関しては、私、何件か報告しておりますけれども、そういったところも踏まえてしっかりと解決していただきたいなと思いますし、また今回、議案の第37号ですかね、ちょうど調査や行政執行がしやすくなるものが出ておるとは思いますけれども、一度、危険なものに対して、この議案をぜひ可決していただいて早急な解決に努めていただきたいなと思っております。

また、強風が吹いて、屋根や瓦が飛ばされて、人や隣家、車などに当たったりして、また家が密集しているところに至っては、たばこのポイ捨て等によって、もし火災がそこで起これば、隣に燃え移ったりするわけでございますので、早目に対処していただきたいと思っておりますけれども、市としてはこの対処方法というのはどのように考えておりますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答えを申し上げます。

空き家対策という形でございますけれども、3年前には区長さん等に御依頼をいただきまして空き家の実態調査をさせていただきました。そのときには50件ほどの空き家というような状況で御報告をいただきました。そして、もう3年がたっておりますので、ただいま所管の担当が言いましたように、それぞれの変化があらうと思っておりますけれども、間違いなく空き家はふえているというような状況の数字が、この28年の調査では出てくるだろうと思っております。下手をすると3桁というような、100件以上の数字が出てくるのではないかなあと大変心配をしておるわけでございます。

昨年の5月に国のほうでは、全国的にこの空き家対策、空き家問題という形の中で、これを何とかしなきゃいけないということで特別措置法というのが制定されたわけです。これは、その空き家に対して、指導、勧告、そして命令、代執行と、代執行が市町村の単位でできるというような状況になってまいりました。しかしながら、私どもといたしましては、空き家と一口に言いますが、その空き家にはさまざまな要因があるわけですね。ただ住んでいないから空き家ということではなくて、その家が担保物件であるとか、抵当権が入っているとかなんかということにおいて、そういう形の中で我々行政が手がつけられないというような空き家も実はその中には数多くあらうと思っております。

また、代執行とはいっても、取り壊しに対しては大きく税を使う、大切な税を使って取り壊しを行うわけでございます。そうした形の中においては、その諸経費と問題については、空き家の持ち主、もしくは相続という形で相続人が特定できれば、その方に対して請求権を起こしていかなきゃならないということがあるわけです。また相続、あるいは相続人ということにおいては、民法上では管理責任があるということもうたわれております。そういう状況の中で、相続または相続を受ける人に対して、しっかりと私たちは代執行する際においても確認をとってやっていかなきゃならない。ただ、ここは空き家だから、行政があれしていけばいいというようなことではない。そういったようなことを一つ一つ我々としては解決しながら、大切な税をもってさまざまな代執行をしていくということでございますので、御理解もいただきたいと思っております。

そういうような状況の中で、平成28年度、この空き家対策に対して何とか対応していかなきゃならないということで、昨年の5月の特別措置法を受けて、私ども弥富市といたしましても、専門家を含めた空き家対策の協議会を発足していきたいと思っております。そして、その中においては、法律に詳しい人を入れていかなきゃならないと思っておりますので御理解をいただきたい。近日中にそういうような形で構想案を練って、専門的な知識を持った人に、その対策協議会に入っていていただいて対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

いずれにいたしましても、危険家屋という形の中で事故があってはなりませんものですから、危険度の高いものからそういうことをしていかなきゃならないということでございます。

また、相続を手繰っていくには大変な時間がかかるんです。また、御承知だと思いますけれども、その相続を受ける受けないという形の中での御本人の御判断、こういうことに対してもまた大変厳しい諸問題が発生してくるわけでございます。我々行政が代執行というような状況の中でどこまでできるかということに対しては、ただ単に経費の問題じゃなくて、法的な問題をクリアしていかなきゃならないということに対しても御理解いただき、そしてこの対応について進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 私のほうもちろん、ここはあいておるからすぐ撤去させろとは言っているわけじゃないんですけども、所有者の方、また相続される方、本当に大変な方も中には見えると思うんです。だから、そうした方に対して早急に手を打てといたってなかなか難しいと思うんです。だから、そういったところで行政が相談に乗って、こういうことでできないかということで提案するとか、または金銭的な補助であれば、ぜひ金銭的な補助も考えながら行っていただきたいなと思っております。

また、協議会のほうが発足されて、そういった今後取り組みをされていくということでご

ございますので、これはぜひ進めていただいて、僕としては何でもかんでも、あいておるからすぐどかせということじゃなくて、市長も言われたとおり、ここはちょっと危険だと、そういう緊急性の高いものに対して早急に取り組んでほしいということなんです。実際、見て回ると、私が報告した件にいたしましては、屋根が崩れかかって、いつ落ちてもおかしくない。近くで例えばトラックが通ったら、振動で落ちるんじゃないかなというところであったり、あとは枯れ草がぼうぼうになって、ここで火災が起こったら隣の人たちは大惨事になるぞというようなところがあるものですから、そういうところをぜひ早急に解決していただきたいと思っております。

報告したところに関しては、所有者の方と進んでいるということで報告を受けておりますけれども、そういった積極的に市が相談に乗って、早期な解決をできるような対策を行っていただきたいと思っておりますし、また安心・安全なまちづくり、また美しい環境を維持するため頑張っていただけることをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） それでは、暫時休憩します。再開は11時20分からとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三宮十五郎議員、よろしく申し上げます。

○8番（三宮十五郎君） 8番 三宮でございます。

皆さん、こんにちは。

通告に基づきまして、私は介護と医療の問題を中心にお尋ねいたしますが、具体的な問題に入る前に、この間の国民の暮らしや、また弥富市における高齢者の皆さんの暮らしの状態が大変な状態になっているということを資料を調べて改めて痛感しましたので、具体的な問題に入る前に、そういう問題について、市長の御見解も最初にお伺いしながら質問をさせていただきます。

先日、2人以上世帯のうち、勤労者世帯の実質可処分所得が30年前以下の数字に落ち込んでいるということが総務省の家計調査で明らかにされました。実質収入から直接税や社会保険料など非消費支出を除いたものを可処分所得といい、家計の判断で実際使えるお金とされており、物価の影響を除いた金額で比較するために国がさまざまな方法で指数を出しておりますが、現在と連続するデータのある1985年（昭和60年）から年を追うごとに上昇してきましたが、平成9年（1997年）の月額47万9,302円を頂点に、あとは減り続けております。

直近の昨年では、40万8,649円まで下がっております。この額は、30年前は41万3,835円でしたから、40万8,649円と、30年前に比べても下がっております。

そうした中で、じゃあ弥富市の高齢者の皆さんの収入の状況はどうなっているかということを見てみますと、これは去年の6月に介護保険の加入者1万703人を介護保険の基準で示されたものでございますが、まず第1段階、一番所得の低い階層でございますが、これは家族全員が非課税世帯で、そして本人の年金収入が80万円以下という方でございますが、全加入者が当時1万703人おりました中で、1,156人、10.8%にもなっております。また、それを含みます家族全員が非課税で、なおかつ本人の年金などが120万円以下の収入の人を含めると2,090人、19.5%になっております。そして、あと世帯課税であります、本人は80万円以下の年金等の収入という方が2,094人で19.6%、そして本人の年金収入等が80万を超えますが本人は非課税、こういう御家庭の方が1,797人、16.8%、合わせまして介護保険加入者全体の、要するに65歳以上のお年寄りというふうに考えればいいと思いますが、1万703人のうち5,984名、55.9%が、そういう収入で生活、そういう御家庭で生活をしておるということでございまして、毎日の暮らしにも事欠くような状態が続いていることや、あるいは介護や医療の負担がどんどんふえていることもございまして、こういう御家庭をたくさん抱えた中で、いろんな制度の改善も行われまして、市の努力によりまして、以前は一番低い階層の人の介護保険料の負担が基準の0.5、50%ということで、最高が、少し以前のものでは、標準が1、そして最高が1.5ということで、一番低い階層、もともとの介護保険料の出発は高い人との間で1対3ということで、収入のない人たちが大変たくさん負担をしなきゃいかんというのが介護保険料や利用料の中にもありまして、以前から改善してほしいという要望もあって、先回の改善では市もかなり頑張ってもらっていただいたわけですが、そうはいましても、実際に収入が全くない人でも負担をしなきゃいかんという仕組みは、こういう所得の低い人にとっては極めて大変なものだということについても、それから今、最初に申し上げましたように、この間の可処分所得が、これは介護保険だとか、後期高齢者医療制度だとか、これまでは扶養家族で社会保険料を負担しなくてもよかったような立場の人たちが、この一連の制度改正によって負担をしなきゃならない、収入がない人がたくさん負担をしなきゃならないということが、一層この人たちの日々の生活を大変なものにしていると思わざるを得ないんですが、市長としてはそこの辺の市民の皆さんの暮らしや全国的な状況についてどのように御認識されているでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

いわゆる政権与党である自由民主党という形の中で、安倍総理がいろいろと景気対策、あるいは経済対策という形の中で大変な御苦勞をさせていただいている。3本の矢というような

形で金融政策、それに伴う財政的な政策、あるいは新しい成長戦略に対してどう取り組んでいくかというようなことも含めてやっていただいているわけでございます。緩やかな日本経済の回復傾向にはあるわけでございますけれども、しかし末端の我々地方における生活は、皆様方に対するさまざまな所得、あるいは先ほど議員がおっしゃる可処分所得ということについては、大変まだ厳しいものがあるだろうということでございます。そういう所得の中から、さまざまな医療、あるいは介護、あるいは福祉というような状況の中で自分が負担をしていかなきゃならないということが、毎日の生活の中ではその実態であろうと思っております。

2年ほど前の3党合意、社会保障・税一体改革ということがございました。消費税の増税分については社会保障費に全額充てていくというようなことが合意をされたわけでございますけれども、一向に改善されていないというところに根本的な問題があるかなあと思っております。来年の4月には消費税が10%にという形の今計画でございます。まさに、その消費税に対する増税ということに対しての国民の理解は正念場であろうと思うところであります。そうした形の中で、消費税導入に伴う社会保障、医療、介護、福祉、あるいは子育て支援ということに対して、どのような具体的な施策、あるいは消費税増税分に対する経費負担、国の負担額、こういったようなものを明確に打ち出していないと、私たちはこの現状というのが大きく改善されないだろうと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 私、この状態を見まして痛感していることは、1つは非正規雇用の拡大によりまして健康保険や年金の加入者がどんどん減っていくことが、この年金財源を大変な状態にしておりますが、もう一方でこういう社会保障ですね。従来、扶養家族で済んだ人たちが、みんな収入がなくても負担をしなきゃならないという仕組みが導入されてきていることですね。しかも全体として、実際に収入そのものも、実質収入そのものも減ってきておる中で、そういう負担があるということですよ。

前にも市長はおっしゃられたことがあると思うんですが、社会全体が、今の暮らしと子供たちや将来の暮らし、社会保障の土台を保障できるような保険料、年金の掛金を払うことができるような社会でなければ、社会というのは子供を産み育てて、まちや国を維持していくことはできないわけですから、ここが壊れていることが一番今こういう深刻な状態になっているということと、もう1つは多くの市町村も非常に深刻な状態に置かれておりますから、消費税の増税分については社会保障にというふうに言っておるんですが、実際にはこの間、消費税の増税分にほぼ匹敵するような大企業減税や大資産家減税が行われまして、そして今まで消費税を導入することによってふやすと言っていたんですが、そうではなくて、既に今まで税で使っておったものを消費税に置きかえるとか、そういうことがされておることもあ

って、なかなか実際に約束したようなことにならないどころか、前回の消費税の引き上げによってますます景気の後退が進んでおって、この影響というのは今までのどのときよりも深刻な状態になって、今回また値上げすれば、もっとひどい状態になるんじゃないかということが今心配されていますよね。

そういう状態じゃなくて、史上最高のため込みをして、以前、日本が奇跡の高度成長というような状態をつくり出したときには、大企業が内部留保でため込む割合というのはせいぜいもうけの5%ぐらいだったんですが、今はもうけ全体の4分の1ぐらいため込んでいて、使い道に困るなんていうことを以前も日銀の総裁が国会で発言するような状態が、改善されるどころか、ますますひどくなっているとか、そういうところですね。トヨタ自動車が史上最高の利益を上げておっても、5年間一円ももうけによる税金を払わなかったというようなことも現実にございまして、大企業に対する異常な減税、大企業がもうかれれば下がと言うんですが、今、中小企業も、どんどん短時間の非正規雇用をふやさなきゃ営業が成り立たんような状態に追い込まれている中でこういう状態が生まれておりますので、以前に市長がおっしゃられたような、もっと社会の土台を支えるような、先進国が経済成長をしている最大の原因は、世界の統計でもそうですが、特に先進国では、働く人たちの収入がどれだけふえて社会的支出とか国内消費がどうなるかによって、それしか経済成長できないというのが鉄則ですから、そういう立場にはっきりと国がかじを切っていただくということを、ぜひ今後も、以前、市長もそういう方向でおっしゃられましたが、強く申し上げていただくことを希望いたしまして、具体的な質問に入らせていただきます。

いよいよ弥富市は新年度から、介護保険につきましては新しい総合事業で、市長は介護を後退させない、弥富の福祉は後退させないということをおっしゃってくださっておりましたが、実際に市側に、私、新年度の計画の基本的な仕組みというんですか、お尋ねをしましたところ、訪問介護につきましても、通所介護にしましても、それぞれ現行相当という基準と、それから緩和型Aで、他の市町では7割程度にというようにしているところが多いように見受けられますが、弥富では8割を、費用をかけてですね。そのかわり、ここは多分、専門的な訓練を受けたヘルパーさんじゃなくて、簡単な講習を受けた職員の人たちを事業所が使いながらやることによって費用負担が8割ぐらいにできるという仕組みを導入することと、それからささえあいセンターなどによります住民主体の基本的に自己負担ですね。ささえあいセンターによりますと、基本的には通常の平日の時間で1時間当たり700円、休日や夜間、またそれと連続する時間については1時間800円の自己負担をしていただくという、この3つの仕組みで進めていくというふうに計画が進められているということをお伺いしていますが、大体、この計画上では、3つの割合を弥富市の実際の事業の中で、既に今やっておられることの中で、そういう振り分けをしていくのか、現行の既に介護認定された人たちについ

ては引き続いて現行相当のサービスができる仕組みをされていくのか、その辺の具体的な中身に踏み込んで御答弁いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問で、今、議員のほうからいろいろと説明いただきました。改めて、4月から始めます総合事業について説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

総合事業につきましては、これまでの要支援1・2の方が利用されていた訪問介護、通所介護が、保険給付から市町村事業としての介護予防・日常生活支援総合事業に4月から移行するものでございます。また、これに伴い、地域に応じた多様なサービスを市で設定することとなります。

総合事業の対象は、要支援の方及び基本チェックリストにより事業対象基準に該当した方でございます。その中で本市における4月からのサービスの体系といたしましては、先ほど議員からございましたけど、訪問型サービスと通所型サービスに分類いたしております。訪問型サービスにつきましては、現行相当の訪問介護、また緩和した基準による訪問介護型サービスA及び訪問型サービスBといたします。通所のサービスにつきましては、現行相当の通所介護、緩和基準による通所型サービスA及び通所型サービスBを設定しております。

また、緩和した基準による訪問型サービスA及び通所型サービスAのサービス単価につきましては、現行の介護給付基準の、先ほど議員言われました8割を設定しております。

また、訪問型サービスBにつきましては日常生活支援をコーディネートするささえあいセンターを、通所型サービスBにおいては今年度から取り組んでおりますふれあいサロンを位置づけしたいと考えております。

先ほども言われましたけど、サービスの低下等という御心配でございますけれども、基本的には、その基準によって緩和したものにつきましては、施設の面積要件でありますとか、そういったことの若干の緩和はございますけれども、基本的には同じものを提供できると考えております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 現在の要支援1・2の介護認定を受けておる人については、基本的に現行相当でサービスが受けられますか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 次回の認定する段階で、そちらのほうがいわゆる軽減したものになるという形の場合は、可能性としてはございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 認定の基準は、現在と、それから新しい新制度では、基準は変わり

ますか。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） 現行相当のサービスの基準ですけれども、基本的には基準としては変わりません。適切なケアマネジメントによって現行相当のサービスに行くのか、緩和した基準Aに行くのか、それかサービスBに行くのかというのは、ケアプランによって定められていまして、それによってそちらのほうに誘導するということになります。以上です。要支援の判定という、今までの要支援、要介護認定の判定という。

○8番（三宮十五郎君） 要介護認定の判定基準は、今と新事業になって変わらないですかという。

○介護高齢課長（半田安利君） わかりました。要介護認定につきましては今までと変わりません。総合事業になりましたら、認定を受けずにケアプランによって進めていくということになります。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 新規事業は介護認定を受けなくても対象になるということはあるんですが、私がお聞きしておるのは、介護認定を受けたいという人たちは今までのように受けられるし、それから基準も、介護認定の基準は、この新事業に当たっても従来の介護認定の基準と新たに介護認定を受けたいという人が受けられる基準というのは変わらないですかということをお聞きしておる。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 暫時休憩を願います。調整します。

○議長（武田正樹君） それでは、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時41分 休憩

午前11時43分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 再開します。

それでは、半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） 申しわけございません。じゃあ、改めて答弁させていただきます。

介護認定につきましては、これまでどおり要支援1・2の認定はございます。何が変わりますかということ、要介護1・2の認定を受けられていたサービスのホームヘルプサービス、それからデイサービス、これのサービスだけが総合事業として取り扱うことになりますので、よろしく願いいたします。

要支援1・2の方が受けられますホームヘルプサービスとデイサービスについては、総合事業で対応するということになります。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 総合事業で対応するんですが、あなたのほうからいただいた説明の中に、現行相当と緩和型Aという8割相当でやるというのがそれぞれ両方にあるんですが、現在、要支援1・2の認定を受けている人たちについては基本的に現行水準で、あるいは今後ともそうですが判定は受けることができる。判定を受けた人たちについても、現行相当とAに区分するようなことがあるのか、それとも介護認定を受けて要支援1・2相当ということが認められた人については現行相当でいくのか、その辺はどのようなふうに関係問題としてなるんですか。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） それでは、総合事業の移行後の認定の流れというのを説明させていただきます。

まず、窓口に来られました方については、基本チェックリストを活用いたしまして、そこで日常生活の困り事や身体状況、それからどんなサービスが受けたいのかといった目的や希望を聞き取り調査いたします。その基本チェックリストの結果を今度は地域包括支援センターへ送付いたしまして、そこで介護予防ケアマネジメントをしていくことになります。そこで要介護認定が必要な場合については申請につなげまして、適切な要介護認定を行います。サービスによってはチェックリストのみで受けられることとなりますので、期間が短縮できて、いち早くサービスが受けられるということになります。以上です。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 念のために確認しますが、現在、要支援認定を受けている人については、この状態が変わらなければ、あるいは今後も要支援認定の基準は変わらないそうですが、受けた人については現行相当のサービスが受けられるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） そのとおりでございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） それと、緩和型Aのほう、8割のほうですが、事業所が、今でも介護職員というのはなかなか確保が難しくみんな頭を抱えていますよね。ですが、こういう形で今よりも多分低い給料になりますよね、そういう人たち。そういう形で従業員の確保が大体めどがつくというふうに事業所側が考えてみえますか。その辺のこの間の協議だとかいろいろされてきたと思うんですが、どんなふうな状況になっていますか。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

今、議員が言われましたようなサービス単価の設定についてでございますけれども、昨年の5月から9回ほど作業部会を開催して検討してまいりました。部会については、介護事業所の代表者、それから地域包括センター及び市ということで構成しまして、それぞれ通所グループ、それから訪問グループ、それからケアマネジメントグループに分かれて検討してきたわけでございます。そういった形の中で、介護事業所の方についてもいろいろ議論をさせていただきまして、例えば議論の中で、結果的に8割で、いろんな加算をつけてということで結果になりましたけれども、例えば9割にして加算をなしだとか、そんな検討もしてきたわけでございます。事業所の方については、そういった議論の中での話し合いということで、納得といたしますか御理解いただいているということで私ども理解しております。以上です。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） そうすると、この8割というのは人によって、重い支援が必要な人については加算がある、9割にして加算なしということではなくて、8割にして必要な人には加算を認めるという方向で市は新年度事業として出発するということよろしいんですか。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

8割で加算あり、9割で加算なしというような、この2つだけを比較してみましても、事業所さんにとっては8割で加算ありのほうがどうも有利だというような見解でございましたので、そちらのほうで決定させていただきました。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 可能な限り、現行サービスを受けている人たちは後退させないし、新規のチェックリストでやる人たちは、そういう形でやっていくということです。頑張ってくださいということなんですが。

問題は、保険外事業のほうで具体的に立ち入ってお尋ねしたいんですが、これは前から私と市側の間で議論になっていることでございますが、今回はチェックリストの人も高齢者タクシーの助成事業の対象にするということで、ふえるということですから、これ自身は別に悪いことじゃないと思うんですが、問題は、結局、個別になかなか自転車に乗れなくなったり、そういう人たちですから、通院するにしても、あるいは買い物に行くにしても、今のバスを利用することが結構困難なぐらいの人が多いですよね。

そういうことになりますと、この高齢者タクシーというのは年間24枚ですが、月に1枚ですよね。1回通院すれば終わり。もう一方で、身体障がい者のほうでやっておるのは、年48枚ですから月2回出かけられるというかな、そういうことなんですが、身障3級以上です

から、少なくとも日常生活には、どう考えても自立している人たちが結構たくさん含まれていますよね、そちらのほうは。そういうことを考えると、実際、皆さんにお目にかかっているいろいろ話を聞いてみますと、自転車で転倒して、それから自転車は家族にも禁止されたし、私自身も年をとって骨折して苦労したから二度と乗りませんというような状態の人たちが、少なくとも要支援だとかというのは、中には認知症の関係で自転車で病院に行っておる人もおる、軽度の認知症の人でも要支援になっていることで、そういう人もいることはいるんですが、認知症なしで要支援というのは相当厳しい人たちですよ。

そういう人たちが、実際にひとり暮らしだったり、お年寄りだけだったりということで、日常生活をしていく上で、あるいは通院していく上で考えると、少なくともここは、この高齢者タクシーを使うのを通常の身体障がい者並みに引き上げるということについては、月に1回通院すればいいなんていう。今も、私もバスをいろいろ調べてみたんですが、前ヶ須のこちらのほうの人たちが最近、篠田医院だとかそういうところへ行く機会が結構多いんですよ。自転車で乗せて押して連れていったりしている人たちもおるんですが、せめて月に2回ぐらい使えるようになると、随分そういう人たちは改善されると思うんですが、そういう今の人たちの生活状態を調べてみると、あるいは私さっき申し上げましたように、半分以下は本人は税金がかからない、それか4分の1近く、5分の1ぐらいですか、家族全体も税金がかからんような低収入の中で生活している人たちが、通院したり買い物したりすることなしには生きていけない。そこが今のうちの高齢者タクシーの事業が、そういう人たちを対象にしておるということを考えたら、もう少し現実に合ったものに改める必要があると思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） タクシー助成の関係でございますけれども、これは過去に何度もこの議場内でお話しいただいたことがございます。前回のお答えの中で、制度そのものをちょっと考えてみたらどうかというお話もあってお答えさせていただきました。

今回につきましては、基本チェックリストによる事業対象者をふやすというようなことでまず対応させていただきました。この問題、今すぐふやすとかというような形のことはなかなか難しい話だと思っておりますので、今後、またこういった御議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 全部、100%費用を負担せよなんて私は言うつもりはないんですが、そういう人たちの生活支援として考えるなら、月に1回、しかも基本料金だけという、こういうようなあり方そのものが、今、弥富の高齢者が置かれている、要するに日常生活で他人の介護を受けなければならないという前提の人たちに対する市の対応というのはね。

これはもう1つ、今度予算書に載っていて概要書で見てびっくりしたんですが、配食サービスも9月までは1食300円の自己負担、10月からは400円にしますというふうに書いてあるんですね。これも以前から議論になっていたんですが、実は300円出すことができないから配食を頼まないという人がいっぱいおるんですね。この冬空でも、スーパーなんかのタイムサービスで、食品が安くなる時間を狙って、手押し車を押して行っているような人たちだと、300円の配食サービスの費用負担も。これは、ある程度余力があって、しかもいろいろできる人にとっては、私すごくいい制度だと思いますし、例えばもう亡くなられましたけれども、弥富市の公務員だった人なんか、ひとり暮らしをずっと長くしていた人なんかは、配食サービスを受けて、お年寄りですから1回に食べられませんから、いろいろ工夫して少し足して2食にするとかということが出来る人にとってはすごくありがたいサービスなんですけど、今言ったように、タイムサービスの半額になるとか、そういうものを買に行っておる人たちにとっては、この300円が高ねの花だったんですよ。今回、400円になるということになると、これはますますそういう条件の悪い、本来支援の必要な人たちを遠ざけていく仕組みになっていくような気がします、その辺はどういう御検討をされたでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） まず、最初のタクシーチケットの件につきまして御質問でございます。

今、この助成金という形の中で予算額として600万円実は組ませていただいておりますけれども、そのタクシーチケットの利用率が非常によくないということで、50%の消化ぐらいで終わっているわけですね。こういったことに対して我々としてはしっかりと精査をしていかなきゃならないという形の中において、本当に必要とされる人については、そういったような形において、三宮議員がおっしゃるように、いわゆるチケットの増刷とかプラスアルファということも考えていかなきゃならないと思いますけれども、利用されてないということに対して、この辺のところについて、この制度そのものを見直す必要があるなあと考えておりますので、少しお時間をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

配食サービスの件につきましては、今、この補助額といたしましては、予算額でも見ていただいておりますように、配食サービスに対して1,800万円私どもはさせていただいております。この内容につきましては、その対象が高齢者のみの家族であるとか、あるいは障がいを持ってみえる皆さんという形に対してしておるわけですが、本当に高齢者のみの世帯ということに対して、今、三宮議員がおっしゃるように負担ができないかというようなことに対しては、そうでない人もあろうというようなことがあるわけですね。そういった形の中で、利便性ということだけを考えていただいて、この配食サービスを利用されているというようなところがあるものですから、我々としては、急速な伸びなんです、実は。障がい者ということを対象にしていた形においてはそんなことはなかったんですけども、高齢者のみの世

帯という形もふえていますし、そういった形の中でこの助成額は1,800万まで伸びてきたというような状況において、従来の市の負担が370円、御本人の負担が300円という形で、670円1食当たりの経費でございますけれども、これは9月まで暫定的に従来どおりの方針でいこうと。しかし、新しく10月から、後期からは補助率を変更させていただきたいということで、利用者の方に370円、そして市のほうが300円という形の中で変更させていただきたいというような予算案でございますので、御理解もいただきたい。

何回も言いますけれども、高齢者のみの世帯という形のものが伸びているから、これを利便性で利用させていただいているということに対して、本来の趣旨とちょっと違って来たということに御理解をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 大分時間も押しておりますので、次の質問に移っていきたく思うんですが、特に最初にも申し上げましたように、介護保険の加入者の半分の方は本人非課税という状態を考えますと、実際にそういう人たちの暮らしの応援ができる施策を今後さらに検討していただくことを強く求めて、次の質問に移ります。

お手元に配らせていただきました資料のほうで「最近の病院施設・事情」で、弥富市の地域包括支援センターが2月28日から多分使っている資料だと思いますが、これを見ていただきますと、この辺の病院だとか介護施設の様子や費用負担が一目でわかる仕組みになっております。

最初の今読んだページの一番下のほうに急性期病床の費用と、それからその隣が回復期リハビリテーション病床の費用ということで、いずれもこれは国が指定をした方向の病院でありまして、どちらかというとな公的な病院でございますが、ここでは医療費と食事代を合わせて24万円程度、1カ月70歳以上の方が入院した場合の費用負担で、多少差はありますが。さらに、当然、健康保険の医療無料の人については、この医療費は多分なくなるということで、健康保険の給付もあり、こういう形の費用で治療が受けられますと。

1枚開いていただきまして、上から2段目に医療療養病床の費用ということで、医療費と、それから食事代、それからその他の負担を含めて13万から15万、それから隣に介護療養病床の費用ということで、介護保険分として3万円の負担と食事代があつて、その他の費用が6

万円と。このその他の費用の中には、例えばその病院の都合によって、クリーニングは全部指定のところで行うとか、それからおむつなどは全部指定のお店で買うとか、そういうことが義務づけられて、国は金を出さんかわりに、そうやって事実上自己負担にすることで国の負担を減らす。

こういう状態ですから、先日も直接、相談に乗った方がありますが、今は奥さんがこういう病院に入っておると。奥さんの年金と自分の年金を出して何とか今はやっている。ローンもありますから子供たちもいろいろ負担をしてくれておるけれども、私がもし同じような状態になったり、あるいは私が先に亡くなったら、とても家族で奥さんの費用を負担することは、とてもうちの状態ではできないけれども、こういうときに対応できる方法がありますかという、本当に真剣に相談が持ちかけられておりますが、結局、国がどんどん医療費の負担を、最初に申しあげましたように、社会保障関係の費用が、保険料やそういうものでも、実際にどんどん非正規雇用に置きかえられるとか、そういう中で、あるいは賃金がどんどん下がっていく中で、必要な費用ができないのを全部国民負担にしていく仕組み、そして国が金を出さんかわりに病院がいろんな独自で徴収することは黙認していくと。こういう負担ができない人たちが相当おりますよね。

ここが、さらにもう1枚、A4で配らせていただきましたものの中に、先ほどの可処分所得云々の反対側に「今後の「社会保障改革」の工程」ということで財務省案が、これは共産党の小池晃事務所が通常国会に出された法案や資料をもとに一覧表にしたものでございますが、医療や介護の負担引き上げがすさまじい形で財務省は検討を求め、16年度までに結論を出し速やかに実施をするとか、検討の上17年に法案提出だとかというのがめじろ押しで、中には軽度者に対する生活援助を原則自己負担に、要介護1・2への通所介護を地域支援事業にまた下げていくと、今の要支援のものと同じようにしていくとか、65歳から74歳の利用料負担を原則2割にするとか、医療の面でも75歳以上の窓口負担を2割にするとか、それから一般病床の難病の人を除く光熱水費を患者負担にしていくとか、入院の食費や居住費に患者の貯金等に基づく負担を導入するとか、本当によくこんなことが考えつくなあというようなことがめじろ押しなんですよね。

だけど、こういう負担ができない人たちがたくさんおる状況を考えますと、これは私は、恐らくこんなことをされて大丈夫だというような市町村は日本中にないわけですから、これは今、全国の地方団体、市長会や議長会、あるいは地方議会を挙げて、国民が負担できないような仕組みを直していく、こういうことをさせないというんですか、国会で議論したときにまだ決めてないと言うんですが、財務省がこうやって提示しておるやつを実際にやるのがどうかというのは、私は今、地方自治体や地方議会も含めてしっかりと議論をして、国民の皆さんが対応できる仕組みにしていく、こういうことを抜きにして、国が決めたことだ

から仕方がないというような対応をしていたら取り返しのつかんことになると思いますが、こういうことが計画されているということについて、市長はどのようにお考えになるか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

介護の問題につきましては、本当に頭の痛いことばかりです。私たち自治体の給付額という形の中での扶助費、義務的な責任があるものですから、もう一度基本的な介護保険に対する財源の内訳を確認しておきたいわけですがございますけれども、公費50%ということで、国のほうが25%、都道府県が12.5、私どもの市町村が12.5の全体の保険税の財源の半分を持つということになっております。そしてまた、40歳以上の1号・2号の被保険者というような状況の中で、第1号被保険者は65歳以上、そして40歳以上の方が第2号の被保険者ということでございますけれども、国の構成比が変わらないと安定財源はつくれません。今回の予算でも見ていただいておりますように、26億円かかるんです、弥富市だけで。1,700名ぐらいの介護認定者に対して、26億の給付額になります。弥富市はそのうちの12.5%が義務的な責任としてあるわけでございますから、3億2,000万かかるわけですね。

そういうような状況において、大変財政的にも厳しい市町村財政という形の中で、これ以上の負担を市町村に課せられるということは私どもとしても納得できない。公的な公費という形の中では、国の25%の構成比を大きく変えていただかないと安定財源が出てこないということだと思っております。

ましてや、今回のように第6期の介護事業計画におきましては、65歳以上の被保険者に対してはプラス1%の保険料の増額を求めてきておるわけでございます。そういうような形の中において、保険給付の対象から介護1の認定の方に対して外していくなんていうのはほとんどもないことですわ。全くその辺のところにつきましては三宮議員と同感でございます。私たちはそれぞれの機関を通じて、そのようなことが国がさせるということならば強く抗議を申し上げていきますし、そういうことがあってはならないと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 結局、最初にも申し上げましたが、1つは非正規雇用なんかの拡大によって、あるいは賃金が上がらないとか不安、今、中小零細企業どころか大手でも、特にスーパーだとか流通業界では4時間勤務だとかそういう状態で、結局、国民健康保険にしか入れないような人たちをいっぱいつくっておることが、保険料としての社会保障財源がどんどん、事業主負担がそこはなくなっていくわけですから、これが一つの私は社会保障財源をなくしていく大きい要因だと思いますし、それからもう1つは、ヨーロッパなんかでは、トヨタ自動車だろうと、日本の大手企業どこが行ったって、普通どこでも、健康保険の掛金に

しても、医療保険の掛金にしても、労働者の2倍負担ですよ。フランスなんかは、景気対策として中小企業の負担を国が肩がわりするとかという形ですとずっとやりながら、医療や年金や介護の社会保障財源を支えていますし、ドイツなんかは日本に比べると介護保険重度のところから始めていたんですが、今は軽度からやるのが本当に費用を少なくする基本だということで、そういう方向に転換をしているような状態の中で、日本だけがどんどん逆行する仕組みになっておりますので、そういう方向をしっかりと市長会や議長会、あるいはうちの議会でも議論しながら、実際に国民が支えることができる、そして次の世代をつくっていくことができるような仕組みを考えていくことが求められていると思うんですが、そういう努力をお互いにしながら、もう一方で、今の制度や仕組みの中でもいろいろできる工夫があると思うんですね。

例えば、実際には、本当にこれも大変なことだと思うんですが、私の今町内でも、とても入院できないということで、近くに子供さんもおったり、まだ御主人もお元気だということもあって、全く寝たきりの人が在宅で訪問看護と訪問介護を受けながら生活するようなこともありますが、それにしたって弥富の開業医の先生たちで、実際に今、自分のところが抱えておる患者さんへの対応で精いっぱい、例えば私の近くのある医院なんかは、健康診査の予約で2カ月先でないと受け入れてくれんというような、それぐらい患者さんをたくさん抱えているところがありまして、とてもそういうところが訪問看護なんてできる状態じゃないと思うんですが。この地域でできる工夫というんですか、それとさっき市長もおっしゃりましたが、市としている支援の中で、本当に条件の悪い人たちにきちんと対応できるような仕組みに変えていくという、この2つの方向で努力をしていただくこと。

病床をふやせてということを私、入れておいたんですが、今そんなこと言ったら、多分、県も国も受け入れないと思うんですが、結局、弥富は海南病院の60床の回復期リハビリ病床がなくなったことが、ほとんどその他の負担で、部屋代だとか、光熱費だとか、全部負担をして十数万というのは、リハビリテーション病院と海南病院の入院以外は、この地域、南部だと、かにえ病院ですか、そこが割り方健康保険がきく仕組みで支えられているので、それ以外のところはどこへ行っても十数万が当たり前というふうになっているわけですから、その中で弥富でどういうことができるかということ。特に海南病院を中心にした仕組みの中で、海南病院も回診ができる仕組みをとって先生を入れたと言っていますけれども、どう考えても1人や2人で何とかなることじゃありませんので、この地域の医療、今ここでできることをどうするかということで、もう少しこの関係の市町村長の会合なんかでも、ぜひ議論をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 海南病院の、今、整備計画中でございまして、この整備計画は第4期

に入っております、この秋には完全竣工という形になってまいります。そういった形の中で、我々の地域としての基幹病院として、より対応をする病院になっていただけたらと思っております。

しかしながら、その海南病院の役割というのは高度急性期病院、いわゆる急性期病院でございます、そういった形の中において高齢化社会における病院の役割があるわけでございます。そうした形の中で、回復的な時期におけるリハビリテーションという形の病床が減少してくるということになっておるわけでございますけれども、これはこの地域における包括支援センター、包括支援という形の中で、そのネットワークの中でリハビリを見ていただくところのそれぞれの病院、施設ということに対して、海南病院も強く依存をされておるわけでございます。そういうネットワークの中で、基本的には全体として減っていないということについて御理解もいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 結局、附属分が、海南病院なり今のリハビリテーション病院でやる場合は、さっきも表で見ていただきましたように、割り方安い費用で、要するに健康保険の対象にもなって国はそれだけの金を出しているわけね。そうでないその他の民間病院については、金を出さんかわりに、いろんな名目をつけて実際に必要なお金を取ることを黙認しておるわけですね。そこでしか実際に治療を受けられんという人が、この地域ではふえていられるわけですので、これがそう簡単に、国が金を出さなきゃ対応できない問題ですが、もう一方で包括支援センターでも言っているように、在宅医療やそういうことでもということも提起をされているんですが、しかしそれにしても全然、海南病院もそういうドクターを置いたという話も聞いているんですが、1人か2人置いて済む話じゃないんですよね。そういうこの地域での、こんな十数万負担が当たり前なんていうことだと、とてもそれはできない話になってきますので、もう少しこの地域で、そういう人たちを支える仕組みをどうつくるかということについて、これは市町村長の間でもひとつ御協議いただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 要するに、そういう回復期のリハビリテーションという形の中で、保険外の適用というか、そういったものが自己負担になってくるということをおっしゃっていただいておりますので、この辺につきましては、一度実態というか、どういったようなものが保険外の対象で自己負担をしていかなきゃならないかということについて、従来とどう変化しているかということについては一度研究させていただき、また関係市町村とも協議をしたいと思っております。

○8番（三宮十五郎君） それでは終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 次に三浦義光議員、お願いします。

○11番（三浦義光君） 11番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、今回、2つの項目について質問させていただきます。

まずは、平成28年度における農業施策について質問をいたします。

昨年9月議会にて、これからの弥富市農業についてという項目で質問をいたしましたが、平成27年度での担い手に集積された農地面積は、JAの円滑化事業と農地中間管理事業と合わせますと、市内農地の6割が集積されたとの報告がございました。

そこで、ここまで平成27年度の中間管理事業と円滑化事業の割合、そして中間管理事業の中でも地域集積協力金、経営転換協力金、耕作者集積協力金、それぞれの支援の割合は具体的にどのようになっておりますか、質問させていただきます。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） では、お答えします。

平成28年2月末現在の状況でございますけれども、農地中間管理事業により利用権設定されました農地面積は約221ヘクタールになります。その他、農地利用集積円滑化事業等で利用権設定されています農地面積が約345ヘクタールありまして、合計約566ヘクタールの農地が利用権により担い手に貸し出されている状況でございます。

また、農地中間管理事業によります機構集積協力金の内訳になりますけれども、地域に対する支援であります地域集積協力金は23の地区より申請がありまして、合計3,855万7,200円になります。次に、個々の出し手に対する支援のうち、経営転換やリタイアする場合の支援であります経営転換協力金は、136件が申請がありまして、合計5,320万円になります。また、農地の集積・集約化に協力する場合の支援であります耕作者集積協力金は、260筆の申請があり、合計701万2,000円になります。総額9,876万9,200円となっております。

このように、多くの農地中間管理事業の利用がありまして協力金の申請も多くありましたので、この3月議会におきまして機構集積協力金の補正予算をお願いしている状況でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 米価の下落による中小規模での水稻栽培経営の崩壊、それに伴う後継者不足での経営主の高齢化、そして農業機械の老朽化と、27年度における農地中間管理事業への加入の加速がついたんだと思われま。

しかしながら、農地中間管理事業は、市をベースに農地集積を進めようとしていた円滑化事業を推進しているさなかに制度化され、十分な準備期間がないままに運用された感がございます。円滑化事業の創設をきっかけに市として取り組む仕組みが定着し始めたところに、県を主体とする機構の仕組みが導入された状況になっております。貸し出し希望のある農地

について、どの事業をどのように利用したら市内農業や農家のためによりよいのか、2つの事業が併存する中で現場が判断するのが難しいケースも見られます。

また、機構の事業によって権利設定を迫る場合、出し手の申し出から受け手が正式に決定するまでに時間がかかりタイムラグがあること、事務量が多いためか事業を活用しにくいといった声もありませんでしょうか。

市で手続が完結する円滑化事業では、出し手から転貸者への権利移転と、転貸者から受け手への権利移転が同時に行われますが、農地中間管理事業を利用する場合には、市が農用地利用集積計画により機構に農地を貸し出し後、農用地利用配分計画が作成され、県が認可するまで受け手に権利が設定されない、そのためすぐに農地を利用したい場合などには機構は利用しにくいということがございます。

そして、権利設定のために農用地利用集積計画と農用地利用配分計画の2つの計画が必要となるため、両者にそごがないかをチェックすることが必要となります。さらに、配分計画の作成に当たっては、事業対象となる全筆の登記事項証明書を用意する必要があります。そのほか、受け手も借り受けた農地の利用状況を報告しなければならず、その報告書のチェックなども市の現場の職員が行うこととなります。

これらの事務作業は、機構職員のみならず、現場の市や農協職員の負担となるところも大きいと思われます。それでも、多少農家の戸惑い、そして手続の煩わしさを含めて、平成26年度産米の価格が下落し、仮渡金が1万円をはるかに切った事実、協力金が手元に入ってくるなら、地域差はあったのですが、急速に事業が進んだのだと思われます。

そして今回、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の大筋合意を受けて、主食用の米は高い関税や国が義務的に輸入するミニマムアクセスという制度など、輸入の枠組みはこれまでと変わりませんが、アメリカとオーストラリアから合わせて年間7万8,400トンの輸入枠を新たに設けられております。また、平成30年には米の直接支払交付金も終了するという事で、こういった経緯もございまして、ますます平成28年度は農地集積が進むと思われます。

地域集積協力金は前年よりも減額、円滑化事業からの横滑りは認められなくなり、27年度のような集積が進むのか多少疑問はありますが、本年の農地中間管理事業への加入を含め、市内農地の8割が集積され利用権設定がなされる見通しだと市長は言われておりましたが、果たしてそこまで伸びるのでしょうか、市の見解をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 議員のおっしゃられますように、農地中間管理事業は制度内容が農家の方々にはわかりづらいという難点がありまして、また手続完了までの市やJAでの事務量が多く、貸し手と担い手との利用権設定まで時間がかかるというデメリットがございます。

す。

しかし、農家の高齢化や後継者不在を理由に、現在でも貸し出しの相談が市のほうにあります。来年度、機構集積協力金の交付単価は下がりますが、平成30年度までは継続されますので、今後も農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業を活用した担い手との利用権設定は増加するものと思われま。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 日本の農業の大変厳しさがいろいろとあるわけでございますけれども、TPPの大筋合意ということに対して、より一層危機感が日本の農業には出てきたということは間違いのない事実でございます。こうした社会、グローバルの戦いをどうしていくかということに対しては、国の大きな施策であろうと私はいつも農業問題については申し上げておるところでございます。

日本の農業の競争力を増すためには、農地の集積をしていく方法が大きな施策として国のほうで出されておるわけです。そうした形の中において、集積の協力金であるとか、さまざまな原資は減っていくかもしれませんけれども、新たな国の考え方がそこでまだ出てくるだろうと思っております。さらに集積をするためにどのような農業施策が国の施策として打ち出されるか、これは平成30年までにあるわけでございますけれども、それで一定の国としても7割、8割は集積して行って、いわゆる世界と戦えるような農業立国としていきたいとおっしゃっているわけでございますので、そういう観点から私は申し上げているわけでございます。

これからの高齢化社会の中において、今現在の地主さんがどのような形でこの農業を持続していかれるんでしょうか。大変厳しいと思いますよ。そういった形の中で、中間管理機構ということに対しても、もっともっと正しく啓発活動をしていかなきゃいかんし、正しく理解をしていかなきゃいかんというところに、まだこの集積が進んでいないということも考えられるわけでございますので、そういったことをJA、あるいは東海農政局、それぞれが、私たちの農政課もそうですけれども、この中間管理機構に対してしっかりと説明していかなきゃいかんと思っておるところでございます。

弥富市1,600ヘクタールの水田でございます。こういったことが、土地利用という形のものも一方ではありますけれども、農業振興地域としても守っていかなきゃならないということも一面だろうと思っております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 市長のお答えもありましたけれども、農家さんの生の声を聞かせていただきますと、28年度には27年度よりは鈍化するような感じは、実際のところお話を聞いている限りではあると思うんですけれども、また特に稲作においては担い手の経営環境も厳

しくなる予想が立ちます。耕作しやすい農地をまとめることへのニーズも強いと思われます。そして、今後は地域外に住む農地所有者が当事者同士で賃貸契約を結ぶことが困難な案件が出てくるわけですし、機構に期待される農地の仲介機能、重要性も高まるものだと思います。

さらに、地域の中で担い手を確保できないケースなど、地域のみで人・農地の問題を解決することが困難となる地域がふえてくる可能性もあり、弥富市を超えた枠組みを考えていく必要も出てくるかもしれません。愛知県と他の市町村との協力体制を構築していくことが求められるときが来るのではないのでしょうか。引き続き、耕作が終了するまで見守っていきたいと思っております。

次に、3月3日の日本農業新聞に、兵庫県養父市に、当面限定し、期間も5年間の時限措置として、国家戦略特区での企業の農地所有を条件つきで認めることを正式に決めたというような記事がございました。国家戦略特区での企業の農地所有には、耕作放棄地や転用を防ぐための条件がつけました。安倍首相が解禁に前向きな意向を示した中で、生産現場の懸念を踏まえて自民党農林幹部や農水省が調整に苦心した結果と言えます。

農地取得時の入り口と、万が一の際の買い戻しという出口、その両面で自治体の連帯責任を強化するのが柱ということでございます。対象地域や期間を限定したものの、将来的な全国展開の懸念は残ります。今回の特区は規制緩和の突破口と安倍首相は位置づけ、政府は農地を所有できる農業生産法人の要件緩和について、2019年の農地中間管理機構関連法の見直し時に検討する方針を決めているそうです。

弥富市に至っては、現在、優秀な担い手の方々が存在し、農地中間管理機構の農地集積も順調に取り組まれております。しかしながら、主食用米の消費量は、人口減少や高齢化の影響により今後とも減少すると見込まれ、将来を見据えて考えていかなければならないと思っております。

担い手農家の離農は、出し手農家の離農とは比べものにならないほど市内農業にダメージがございました。本当に市内水田が耕作放棄地になるかもしれません。米価が1万円を切ってもやっつけていける経営体の育成というものが急がれると思っております。

農業規模は農産物の生産コストとの関連性があり、規模が拡大すれば、機械の大型化や建物などの有効的利用により生産コストは減少します。農業経営の法人化の促進は、昨年12月、市から私たちに提示をしていただいた弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略からの農業生産法人化数は重要業績評価指数の基準値、平成26年度の9件から平成31年度には12件と策定されております。

また、農業の産業化、いわゆる6次産業化が今後の農業経営において必要不可欠でございます。12月議会での平野議員からの質問で市長からのお答えはございましたが、農業が食品産業に多様化した場合、農産物の生産から加工、流通、外食のような川上から川下まで、幅

広い分野でビジネスチャンスが生じます。また、食品産業のみならず観光産業への多様化の場合も、農産物の生産から収穫体験や生産者との交流など、収益につながる取り組みがさまざま存在をします。また、TPP参加後は、農産物を生産・輸入するだけでなく、農業経営のノウハウや農産物の生産工程におけるノウハウを商品化し、海外に売り込むことが可能となります。

先ほど述べました弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、6次産業化の促進が策定をされております。TPP参加に伴い、攻めの農業を実現するためには、強い農業の確立が不可欠でございます。効率化して国際競争力を高める必要もでございます。農水省も、補助金を初め200億円規模のファンドを創設するなど、ここ数年力を入れているようでございますが、市長にお聞きします。農業の企業参入、農業生産法人化、それに伴う6次産業化についてどのようなお考えでございますか、お聞きいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

御質問の農業への企業参入ということでございますけれども、これは平成21年の改正農地法によって、企業などの一般法人の皆さんが農地を借りることができて、そして企業が農業に参入して、米をつくるとか、野菜をつくるとかというようなことができるようになったということでございます。

全国的には、優良農地という形の中では、北海道であるとか、信州であるとか、そういう生産条件の優位性というか、あるいは地域のブランド性というか、そういったところに今、そういった形の企業が集中していると言っても過言ではないだろうと思っております。

私どものところへでもぜひという形の中で、私は2件の大手の量販店に対して誘致をお願いに上がりました。しかしながら、企業側のお答えは、私どもとしては信州で考えていきたい、北海道で考えていきたいという御返事でした。これは何を物語るかということについては、大変地域性の厳しい条件という形の中で弥富があるわけでございます。それよりも、先ほど言った生産条件の優位性という形のブランド、そういうことがどうしても先に立ってしまうということがあると思います。

これからも、いろんな企業に対して弥富市の農地を使った農業生産というようなことについてはお話をさせていただきたいということがありますけれども、なかなか厳しい状況でもあります。

次の問題といたしまして、農業生産法人化という形でございますけれども、昨年も水田を中心としてみえる2件のオペレーターが農業生産法人という形でなられまして、現在、農業生産法人は11社という形になっております。ことしは施設園芸農家が1件、その法人化を進めてみえるということをお聞きしておりますので、合わせて12件になるかなあと思っております。

その中でも、とりわけ極めて農業法人化をされて成功をされているのが、個人名称を言っていないかちょっとわかりませんが、鍋田地区で農業法人をやってみえる農家ではないかなあと思っております。これは、先回もお話ししましたように、トヨタの生産方式を農地に取り入れられないかという形の中で、トヨタと組んで春作業から秋作業までの農業の生産に対して、その生産方式、トヨタの生産方式、無駄、無理というものを省いていって全体のコストカットを図った形です。これがその当時の林農林水産大臣にも評価されて、今回、つい先日までございますけれども、日本農業大賞を受賞されたというようなことがあります。大変うれしいニュースだと思います、弥富にとりまして。

こういったような形の中で、農業の法人化を進めるということが、安定した商品の供給と安定した雇用ということにつながっていくだろうと思っております。そうした形の中で、多くの法人化という形で進めてみえる形の上においては、一つのモデルケースとして頑張っていたきたいと思っております。

最後の問題でございますけれども、6次産業化という御質問をいただきました。

私どもも地方創生という形の中で、この6次産業化を進めていかないと大変厳しい農業情勢になるということもあるわけでございますけれども、6次産業化ということになりますと極めて難しい。産業ですからね。すごい量のロットをつくり、そのロットをさばっていく。そういう全ての生産流通方式を確立していかないと、なかなか6次産業化という形の中で弥富市では順調にいけるものではないだろうと思っております。

先回の議員にも御説明したんですけれども、そのときにおいては、6次産業化を進めるんですけれども、OEM方式、そこの企業がつくられる商品に対して弥富市の素材を使っただけ、そしてそれを製品化していく、そういった形で弥富の農業製品というものを使っただけ意味においても、一つの生産方式として商品として確立してくるわけでございますので、ある意味では6次産業化と言えるだろうと思っております。

そういった形の中で、この6次産業化に対しては、相当努力していかないと、それさえも使っただけないということにもなりかねない。そういう形の中においては、さまざまな媒体を通じて弥富の農産物をもっとPRしていく必要があると思っております。そういった形の中で、ホームページ等を利用しながら、弥富の農業の個々の製品の特色をPRしながら、そして農業生産に従事してみえる企業に対して商品を使っただけというような形で産業化を進めていくのが、まずはその方法だろうと思っております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 一足飛びに今すぐということは、いろいろ諸問題もございまして、また再度どこかで質問ができればいいかなと思っております。

また、こちらにも日本農業新聞の記事でございますけれども、農業参入した一般企業などを対象に農地所有に関する調査を実施したところ、7割がリースのまま十分であるという回答をしているようでございます。農地を買い取っても採算が合わないなどが理由に上げられ、政府の国家戦略特区での企業の農地所有検討に対し、中・長期的な適正管理に不安があることが浮き彫りになっているという記事でございました。

農業生産法人化、それに伴う6次産業化については、この狭い国土で高品質な農産物をつくれる技術は高く評価されておりまして、最近では技術の発展により、コンピューター制御を前提とした水耕栽培や植物工場といった特殊な栽培方法に特化する農業も出てきております。新しい開発や市場規模の拡大から見て、今後大きな農業ビジネスになる予感もしております。インターネット産業がインフラとしてあらゆる産業につながり発展したように、農業ビジネスも人間が生きる上でのインフラとしてあらゆる産業と接点を持てる可能性がございます。そこに魅力があるんだと思っております。

次に、農水省はTPP対策の目玉として、全ての農産物を対象にした産地パワーアップ事業を創設しました。平成27年度補正予算で505億円を計上いたしました地域農業再生協議会が、産地の競争力強化に向けてコスト削減や販売額増加につながる計画をつくるのが要件として、計画に沿って経営発展に向けて投資する農業者らに助成をするというものでございます。

政府が取りまとめたTPP関連政策大綱は、攻めの農林水産業の実現へ体質強化対策に力を入れると明記しておりますが、これを受けて農水省は、具体的な対策を打ち出した米や畜産などの重要品目だけではなく、園芸も含めて全ての農産物の競争力強化が不可欠だと判断し、収益をふやそうとする産地の支援に乗り出したということです。

この事業を利用するには、産地ごとに生産・出荷コストを10%以上減らすか、販売額を10%以上ふやし、収益力を高める計画、産地パワーアップ計画をあらかじめつくる必要がございます。計画は、各市町村の農業再生協議会が策定をします。このほかに、契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること、需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100%、これらのいずれか想定される取り組みの中から産地に適したものを選んで計画を作成し、県に提出する仕組みになっております。

計画には、担い手となる農業者や生産部会、農業法人などを明記します。これらを支援対象と位置づけ、計画の実現に必要な施設整備や農機リースを初め、さまざまな投資にかかる費用の半額以内を助成、生産部会などの単位で資材を購入し助成を受ける場合、共同利用や会計の規定を設けることも想定をしております。

農水省は、事業の基金を積み立て複数年にわたって運用できるようにし、年明けには説明会を開き事業の利用を呼びかけるというようなことを言っておりますけれども、弥富市、こ

の説明会はございましたでしょうか。再生協議会の立ち上げというのは完了しておるのでしょうか、聞かせてください。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 議員言われました説明会につきましては、先月の8日に県より、地域の再生協議会担当者に対しましての説明会が開催されております。再生協議会に関しましては、この地域は弥富市、蟹江町、飛島村を区域とする海部南部地域農業再生協議会が平成24年2月より設立されております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） かなりハードルが高い条件を突きつけられての事業ではございますけれども、しかしながら複数年の継続的な支援、担い手のニーズに応じ、さまざまな取り組みの支援という意味合いでもございます。もう少し説明を皆様にしていただくのも必要ですし、農家さん同士の話し合いの時間も少し必要ではなかろうかなと思っております。

これで1項目めの質問は終わらせていただきます。

次に、2項目めのふれあいサロンについての質問をいたします。

厚生労働省はオレンジプランの中で、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いに理解し合うカフェなどの設置を推進するという方針を示しております。昨年発表された新オレンジプランでも、その方針は継承されておるということでございます。

私は、弥富市がこのカフェの立ち上げ以前に質問をさせていただいた経緯を踏まえまして、平成27年度から運営事業委託料を計上し、本格的に始まったこのカフェについて改めて質問をさせていただきます。

一般での認知度はまだ低いと思うのでございますけれども、関係家族の方、地域住民が交流する場所として需要は高まっていると思います。カフェと一口で言っても、その形態はさまざまで、明確な定義があるわけではございません。運営主体も、NPO法人や社会福祉法人が主催していることが多いようでございますが、自治体や高齢者施設などが運営している場合もございます。スタッフはボランティアや介護職、家族会の会員などが務めておるということで、名称もさまざまで、オレンジカフェ、物忘れカフェ、居場所カフェなどと呼ばれておるということでございます。

基本的に数百円以下の参加費でコーヒーやお茶などが楽しめ、中には軽食をとることが可能ということもあります。ここ数年で数をふやしているようで、新オレンジプランではカフェを地域での日常生活・家族の支援強化として位置づけており、平成25年度から国の財政支援を開始し、平成30年度から全ての市町村へ配置される認知症地域支援推進員などの企画により、地域の実情に応じ実施すると明記しております。相当するカフェは以前からございま

したが、政府が指針を示したことにより将来普及が進むということが予想されます。

弥富市では、このカフェを「ふれあいサロン」と名づけ、近隣市町村の中ではいち早く、平成27年度から運営事業委託料として計上され、介護サービス事業所や福寿会などで始まっているということでございます。ふれあいサロンの27年度での活動内容、実績を詳しくお聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 今年度から市で取り組んでおりますふれあいサロンにつきましては、認知症の方とその家族に限らず、高齢者の交流の場として地域住民の方々も参加し、コーヒーを飲みながら情報交換やレクリエーションで楽しい時間を過ごしていただく事業でございます。

27年度におきましては、介護サービス事業所を初め、JA、福寿会など8団体10カ所で取り組んでいただいております。開催日数といたしましては、1カ月に4回のところが1カ所、2回のところが1カ所、1回のところが8カ所でございます。参加人員といたしましては、平均して13から15名でございます。また、開催内容といたしましては、体操やゲーム、レクリエーション、健康講話が主ですが、施設によっては、そうめん流しや餅つきなど、趣向を凝らした催しをされているところもございます。この1年間順調に運営していただいております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 介護事業所などで運営されているふれあいサロンでは専門の職員の方々がお見えになるわけではございまして、何ら心配するわけではございませんけれども、地域の福寿会、自治会などで運営されているサロンに関しては非常に心配をしておるわけでございます。近隣福寿会で27年度途中から立ち上げられたサロンでは、先日、総会が開かれ、事業報告並びに28年度の事業計画というものが承認された場に私も招かれて、そちらのほうを聞かせていただいたわけですがけれども、月1回の開催ではございますけれども、健康体操を初め、介護関連の講習にとどまらず、防災・防犯など身近な生活に関する講習も盛りだくさんということでございました。何ら心配する必要はないなあというような現状でございました。

次に、平成28年度に向けての質問をいたします。

サロンは必ずしも常設されるわけではございません。福祉施設や病院、空き家、民家、公共スペースなどを利用して、週1回、あるいは月1回といったペースで開催されるケースが多いようでございますが、飲食の提供以外にも専門職による介護相談、勉強会、音楽会などが開かれています。参加条件や活動に対する制限が少ないため、地域の実情に合わせた形態をとることができ、初心者でも気軽に参加することができ、認知症介護についての悩みを持

っているがどうしてよいかわからない人にとっては参加しやすいところでないでしょうか。

なぜ今、サロンの普及が急がれているのかということの一つには、介護する人の負担が大きくなっているという問題がございます。そうした介護者の人たちの憩いの場として設けられていまして、サロンではボランティア、専門職の人が悩みを聞くなど相談に乗ってくれます。また、同じような悩みを抱えた家族が集まっているので、お互いに情報交換をし、苦勞を分かち合って、介護者の負担軽減やストレス解消につながっています。

さらに、孤立した介護者と地域社会を結びつけるという側面もあり、他人に迷惑をかけたくないということから我慢して一人で抱え込んでしまう方もいます。こうした介護者の孤立を防止するのに有効な場所であり、サロンに顔を出せば、地域社会のさまざまな人とコミュニケーションがとれ、家族が気づかない健康上の変化などに気づいてもらえることもございます。

弥富市が取り組んでいるふれあいサロンは、喫茶店に行くような感覚で気軽に出かけることができ、楽しみながら新たな人間関係を構築することができます。さらに、支援の必要な人には、状況に応じて福祉行政や施設へとつないでいくこともできます。まさに地域ネットワークの入り口的存在でございます。

平成28年度予算概要説明では、昨年度と比較して取り組む介護サービス事業所はふえているようにございますが、予算計上も倍以上となっております。委託内容が変わったのでしょうか。また、福寿会、自治会などの地域の取り組みに変化はございますか、お尋ねをいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 27年度におきましては、1カ月に1回以上で1万円という契約内容でございました。先ほど申し上げましたように開催回数に差があることから、新年度においては1回当たり5,000円をお願いしたいと考えております。

また、新規の取り組みにつきましては、先月、佐古木地区で1カ所御相談があったところでございます。

いずれにいたしましても、このふれあいサロンについては、28年度から総合事業に位置づけし、展開してまいります。市内で幅広く設置され、より多くの方が参加でき、通いの場をより多く提供できるよう取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ふれあいサロンにつきまして、議員各位にもお願いをしておきたいわけでございますけれども、平成28年度、今までのスピード以上に、いろんなところでふれあいサロンをやっていきたいと思っております。事業費としても倍以上につけさせていただいておりますので、実態を見ていただきたい。いわゆるお年寄りの居場所というような状況の

中で、どのようなことをやっていたかということについて、大きな予算もつけさせていただいておりますので、この実態を見ていただいて、高齢者の居場所、そして活動内容というものをしっかりと見ていただいて、それを今後どうしていくかと、弥富市の高齢者対策という一つの方向性としても非常に大事なことだろうと思っておりますので、また御案内をさせていただきますので、ぜひそれぞれの会場に足を運んでいただければ幸いです。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 今回の質問の準備期間中でも2カ所ぐらいの地元団体の方々から開設の相談を受けておまして、私としてはサロンの有意義な、有意義性のあるようなお話をさせていただきましたけれども、介護事業所での増設はもちろんでございますけれども、身近で御近所づき合いの発展型である自治会、福寿会を中心とした地域での設置を数多く望みたいというようなことでございますので、また弥富市のほうに相談に来られた団体の方がおられましたら十分な説明をお願いいたしまして、今回の全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は2時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に永井利明議員、お願いします。

○5番（永井利明君） 5番 永井利明でございます。

通告に従いまして、初めて質問させていただきます。

教育の永井と訴えてまいりました。そこで、きょうは教育について大きく2点質問させていただきます。

まず第1点目、本市小・中学校の教育環境、主に施設・設備についてであります。

日本国憲法第26条第1項には、全ての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有すると記されております。この等しくとは、児童・生徒の教育を受ける教育環境をも指すと解釈されております。そういう意味で、日本国中同じような環境で教育を受けさせなければということになりますが、なかなかそういうことにはなりません。施設・設備の整備は市町村の範疇となっているからであります。したがって、その差は大変大きなものとなっていると言わざるを得ません。

しかし、その中でも本市は、他の市町村と比べて決して劣っているとは思いません。私は、

海部津島の小・中学校71校を過去38年間の経験の中で見てまいりました。また、実際に4市7校で在職してまいりました。しかし、年数がたってきました。その発展は目まぐるしいものがあります。

そこで、私がこれから教育政策を考える上でも、また市民の皆様に知っていただくためにも、本市の教育環境の整備状況を他市町村と比べて誇れるところ、おくれをとっていると思われる点についてお答えいただきたいと思っております。お願いします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 現在の教育環境の整備状況についてお答えいたします。

学校の施設整備につきましては、平成26年、平成27年度は屋内運動場の天井撤去を中心に取り組んでまいりました。また、弥富北中学校において、生徒の健全育成、運動部活動の活性化のためにグラウンドの全面改修整備を行うなど、運動施設環境の充実を図っております。平成28年度は、弥富北中学校のランチルームの天井落下防止対策工事、そして今後は校舎の長寿命化対策工事として計画的に小・中学校の屋上防水改修工事、外壁塗装工事に取り組み改修していくとともに、防火シャッターの取りかえ工事や給食設備などの修繕に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、他市町村と比べて誇れる点ということでございますが、市内の小・中学校では夏場の暑さ対策として、猛暑から児童たちの熱中症を防ぎ、快適な学習環境の維持を目的として、全小学校にミストシャワーの設置をしております。

次に、ICT（情報通信技術）の整備状況やICTを活用した教育の充実、デジタル教科書の活用についてであります。

発達段階に応じてICTに適切に触れながら情報活用能力を育成することが必要であり、学校教育においては各教科などの学習を通して、その育成を図ることが重要であります。そうした観点から、ICTの活用による教育の質の向上を図っております。

次に、防災教育についてであります。

弥生小学校、白鳥小学校では、地震等災害発生時の避難場所としての整備をしてまいりました。また、十四山中学校では屋外避難階段を設置し、一時避難場所として約1,000人が避難できるよう3階の屋上を整備いたしました。今年度は、防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業として文科省より委託を受け、十四山地区の児童・生徒、保育所児及び地域の諸団体や住民を巻き込んだ訓練を実施したことにより、地域の連携を一層深めることができました。

また、避難行動訓練、通信訓練を通して広域的な避難行動訓練の重要性を再確認するとともに、中学生でも支えてもらう立場から支える立場への意識変換ができつつあり、防災意識の高まりが見られました。今後も継続して児童・生徒に合った目標を設定し、地域に合った

防災教育に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、おくれをとっていると思われる点については特にないかと思っております。子供たちの健やかな成長のために教育委員会がリーダーシップをとり、学校教育、家庭教育、社会教育のさらなる充実を目指し、教職員とともに全身全霊で取り組んでいく所存であります。また、環境整備や学力を保証することも大切ではありますが、豊かな社会で役立つ人を育てるために、児童・生徒と信頼関係を築くことが今後なお一層大事だと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 続きまして、今後の教育環境整備計画についてお聞きしたいと思います。

まず、洋式トイレの整備についてであります。

洋式トイレは、今の子供たちにはまさに使いなれている日常トイレとなってきております。中には和式トイレが使えないという子もいるように聞いております。なぜなら、生まれてこの方、和式トイレを使ったことがないという子供もいるからであります。今や新しい家を建てる場合、洋式トイレが普通になっていると思います。一刻も早くトイレの完全洋式化を進めていただきたいと思います。本市の現況についてお答えください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校トイレの洋式化の導入についてでございますが、改修につきましては、各校平均して学校間で格差が生じないように改修していく方針としております。洋式トイレへの改修につきましては、生活様式の変化に伴い、改修が必要であることは十分に認識しており、本市の総合計画において平成30年度までに50%を目標に洋式化を進めているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 続きまして、学校備品の購入計画についてお願いをいたします。

学校予算の中で備品費の占める割合はかなり大きいと思われまます。また、教育内容や教科書の改訂により新たな備品が必要となってくるわけでありまます。実際この4月には中学校教科書が改訂されまます。今後の新規学校備品の購入計画についてお答えください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校備品の購入計画についてお答えいたします。

学校備品については、各学校で備品管理をしております。毎年、各校からの要望により、各教材、部活動で使用する楽器等を購入してしております。

また、通常の管理教材備品に加え、各小・中学校に対しまして体力向上に取り組んでいただくよう、必要な器具をそろえていただける予算も計上しているところでまます。

学校で使われる教材は、子供たちの教育効果を高め、児童・生徒の基礎的・基本的な学習理解を助ける上で極めて重要であり、その充実は不可欠であります。文科省が平成23年4月に教材整備のための新たな参考資料として教材整備指針を取りまとめておりますので、これからもそういったものを参考にするなどして必要な教材備品の整備ができるよう計画的に行ってまいります。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 次に、小・中学校のエアコンの導入についてであります。

まだ近年、扇風機のほぼ完全設置が終わったばかりと思いますが、最近の新聞報道を見ておきますと、近隣市町村等で相次いでエアコンの導入計画が発表されております。

そこで、近隣市町村の現況及び本市の計画についてお聞きしたいと思います。御答弁をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） エアコンの導入計画についてでございますが、まず近隣の海部津島3市2町1村の状況をお聞きしましたところ、1町において順次設置をしていくと回答をいただいております。

続いて、本市の計画についてでございますが、まず現状は、暑さを軽減して学習環境の改善を図るために、市内全小・中学校普通教室へ扇風機設置が完了しておりますし、他の熱中症対策として、先ほど申し上げました全小学校にミストシャワーを設置したところであります。また、各家庭から持参した水筒の中身を、お茶だけではなくスポーツ飲料も認めるなどの熱中症対策を全小・中学校へ指示させていただいております。

当面、エアコンの設置計画はございませんが、将来的には校舎の長寿命化対策工事計画にあわせて、国の補助金の採択状況を見ながら計画的に進めていきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ほかにやらなければならないこととか財政事情もあるかと思いますが、どうか児童・生徒のために、低学年からとか段階的にでも整備をよろしく願いいたします。教育環境については、他の市町村に負けない弥富であってほしいと思っております。これで1項目めを終わります。

続きまして、質問通告の2点目、市内小・中学生のいじめ・不登校についてであります。

私は44年前に教員になり、38年間過ごしたわけですが、「いじめ」という言葉は過去になかったと思います。国語辞典にも「いじめ」という名詞はないように思います。しかし、現在でいういじめという現象はいつの時代にもありました。昔のいじめは今ほど陰湿ではなかった、もっとあっさりしていたという話を聞きますが、そんなことはないと思います。もちろん、陰湿でないあっさりしていたいじめもありましたが、陰湿ないじめも、私の子供時代

でも、私の周りにもありました。もちろん、大人になってからもありました。私は人間社会においては、いじめは絶対あると思っています。

したがって現職時代、あなたの学校ではいじめはありますかと問われた場合、必ずあると答えました。他の学校がゼロと答えた場合でも。しかし、今日では小さいいじめでも、子供がいじめと感じた場合はいじめとして数値にあらわすようになったため、膨大な数が出てまいります。

そこで質問であります。本市でもアンケートをやっていると思いますが、どんなアンケートでしょう。また、その結果、処理についてお聞かせください。お願いします。

○議長（武田正樹君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

現在実施しておりますアンケートにつきましては、いじめや不登校などの対策として、全小・中学生を対象に、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートで、学校生活意欲度や学級満足度について客観的に分析ができるhyper-QUという心理テストでございます。

具体的には、やる気のあるクラスをつくるためのアンケート、居心地のよいクラスにするためのアンケート、ふだんの行動を振り返るアンケートの3つの心理テストで構成をされております。この結果によりまして、学校生活意欲度や学級満足度などを点数化しましてグラフであらわすことによって、個々の児童・生徒や学級の状況を把握できるものでございます。いじめや不登校の発見につながり、早期の対応や継続的な支援が可能となり、学級運営の一助となる大変有効なものと思っております。

なお、このアンケートとは別に本市独自のいじめアンケートも毎年実施しておりまして、本年度の結果を昨年度と比較して申し上げますと、「いじめられたことがある」と答えた児童・生徒の割合が、市全体で13%から14%に微増しております。また、「いじめがあると思いますか」の問いに対しても「あると思う」と答えた児童・生徒が、市全体で8.6%から11.2%に増加をしております。特に小学校につきましては、10%から13.2%に増加をしております。

各学校には、この結果をもとに、関係すると思われる児童・生徒に対しまして、それぞれの気持ちに配慮しながら慎重に事実確認を行いまして、その不安やいじめ解消に向けた早期の取り組みを校長会などを通して指示しております。

今後も、いじめ未然防止に向けた取り組みや、定期的なアンケート調査や、さらには教育相談によりまして、いじめの実態把握に取り組むとともに、学校や家庭と連携をいたしまして児童・生徒を見守り、健やかな成長を支援していくよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私は、ここで言いたいのは、いわゆる重大ないじめを見逃してはいけないということであります。つまり、新聞やテレビに出てくるような自殺にまで至るものがあります。それは多くの場合、陰湿で継続的なものであり、他の生徒も見ている場合が多いようであります。結果が出てからでは遅いわけです。

そこで、本市の重大ないじめ対策について答弁を願います。

○議長（武田正樹君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） 御承知のように、いじめによる重大な事態とは、児童・生徒が暴力などのいじめにより生命や心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合でございます。

本市におきましては平成24年7月に、いじめを受けてけがをしたとして、治療費や慰謝料の損害賠償請求が提訴されたということがございました。平成25年12月に和解が成立をいたしました。このことにより本市は相手方に対し、学校管理下での傷害や精神的苦痛を負ったということに関しまして遺憾の意を示すとともに、今後、学校内での事故の発生を防止する対策について前向きに取り組むことを約束いたしました。教育委員会としましては、この絶対に忘れてはいけない事案を教訓にしまして、いじめ防止対策推進法に基づき、弥富市いじめ防止基本方針を平成26年3月に定めております。

お尋ねの重大ないじめ対策としては、このいじめ防止基本方針の中で、教育委員会や学校の使命を明確化しまして、未然防止、早期発見、早期解決への取り組みを決め、総合的かつ効果的に推進をしております。

まず、教育委員会の使命といたしましては、大きく4点を掲げております。

1点目は、学校の取り組みへの支援と取り組み状況の点検として、教育相談機能の充実に資するようスクールカウンセラーの派遣により適切な支援を行うこと。また、全小・中学校でアンケート調査を全児童・生徒に対しまして実施いたしまして、その結果を分析するとともに、調査結果を各小・中学校にフィードバックしまして、その後の指導に役立てるよう指示をしております。

2点目につきましては、効果的な教員研修の実施のために、専門的知識を有する講師を招いたり、事例研究やカウンセリング演習を実施するなど、教職員が目的意識を持って実践的な知識・経験が得られるよう工夫する研修の開催。

3点目は、組織体制、相談体制の充実のために、面談による相談だけではなく、直通の電話による相談窓口を設けまして、ホームページなどで関係諸機関を紹介したり、適応指導教室の充実に努め、問題を抱えている子供への支援に努めること。

最後、4点目につきましては、家庭教育に対する支援として、さまざまな学習機会や情報

の提供、ボランティア活動など、親子の共同体験の機会の充実など、家庭教育の充実を図る施策を計画的に推進することです。

次に、学校の使命としましては、実効性ある指導体制の確立のために、校長のリーダーシップのもとで、それぞれの教職員が役割分担の明確化を図りまして、いじめ・不登校防止対策委員会を組織して、いじめ防止に向けて学校と教育委員会、関係機関との連携の強化を図り、適切な対応に努めております。

また、適切な教育指導という観点から、いじめは人間として絶対に許されないという意識を一人一人の児童・生徒に徹底させ、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識を子供に持たせることや、学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情のとうとさや信頼の醸成、生きることのすばらしさや喜びなどについて適切に指導することに力を注いでおります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 先ほど申し上げましたように、いじめは必ずあるという前提のもと、また重大ないじめの発端は小さいいじめからという認識のもとに、現場の教職員、事務局の方は見ていただきたいと思います。この弥富からは重大ないじめは絶対に出さないという覚悟でいきたいと考えております。

次に、市内小・中学生の不登校の状況についてお尋ねしたいと思います。

現在、不登校児童・生徒は何人おりますか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 市内の小・中学校の不登校児童・生徒数でございますが、まず初めに不登校の定義について申し上げます。

何らかの要因・背景により児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあることをいい、ただし病気や経済的な理由によるものを除くとされ、年度間に連続または断続して30日以上欠席した児童・生徒のことをいいます。

したがって、2学期、3月期と時期が進むにつれ、ふえていく可能性が高くなるわけですが、この2月末現在で、小学生11人、中学生35人の計46人となっております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私が教職についたころ、不登校児童・生徒はゼロだったと思います。全国的にも余り聞いたことがありませんでした。それが今や、昨年8月の新聞報道では、2014年度、全国で12万3,000人という数字が出されました。この45年間に何があったのでしょうか。いろいろと言われますが、これといった明快なものはありません。もちろん過去には、ずる休み、家庭の事情などでの休みはありました。しかし、学校が嫌だから休むという子はまずいませんでした。学校が嫌だということで休む場合、だんだん出てきたわけですが、初

めは登校拒否と呼ばれました。しかしその後、いろいろな理由で複雑に絡み合っていて休んでいる子も多いということで、不登校という一括的な名称になったと思われます。

このように、先ほどの46名の児童・生徒には、いろいろな原因があると思われます。原因別に調査されてみえますか。もし調査されているのなら、答弁をお願いします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 不登校原因の状況につきましてはさまざまですが、主な要因は、心理的、情緒的、身体的、あるいは家庭環境などによるものです。大半が心理的なものであると思われます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） やはり原因に応じた個々の対策が必要になってくると思います。どんな対策を講じてみえるのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 不登校児童・生徒への対策につきましては、各校において校長を中心に生徒指導委員会や教育相談部会等において、児童・生徒の欠席状況や家庭での様子等、情報交換をもとに、家庭訪問や関係機関とも連携しながら、組織的に不登校の早期発見・早期対応に努めているところです。

また、教育委員会では、児童課、福祉課などとともに連携を図ることと、来所相談、電話相談、電子メールでの相談などを行っております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） その対応を担当教師だけに任せておかないということが大切だと思います。各校にはスクールカウンセラーが配置されていると思いますが、その配置状況、活動状況を教えてください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） スクールカウンセラーの配置状況、活動状況について申し上げます。

スクールカウンセラーを、常勤ではございませんが、各校1名配置しております。活動内容としましては、児童・生徒、保護者、教師からの不登校関係に伴う相談、友人関係、家庭・家族間の問題、心身の発達等相談活動や、児童・生徒の観察、学校での委員会・部会など会議への参加、その他関係機関との連携、広報活動などに取り組んでいただいております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 本市では、不登校児童・生徒支援施設「アクティブ」というのがあるわけですが、その状況を教えてください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 不登校児童・生徒支援施設の状況についてお答えいたします。

本市では、不登校児童・生徒に対し、集団生活の適応能力の向上を図り、学校復帰に向けた支援をするために、学校生活適応指導支援室、通称「アクティブ」を設置しております。開室時間は午前9時から午後3時までです。通室の状況でございますが、2月現在、中学生4人、小学生3人の計7人が通室しております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） アクティブに臨床心理士という方は見えますでしょうか。また、これまでに学校復帰をした児童・生徒は何人ぐらいいるのでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） アクティブにおいては臨床心理士はおりませんが、日本臨床心理カウンセリング協会の認定を受けた臨床心理カウンセラーを設置しております。

続いて、学校復帰をした児童・生徒についてでございますが、26年度、27年度の状況について申し上げます。

26年度は、小学5年生の1人が学校復帰をしております。また、アクティブの卒業生5名が高校に通っております。27年度は、小学4年生の1人が学校復帰し、小学4年生1人と6年生1人が、毎日、アクティブに通えるようになりました。今後も学校復帰に向け、個々に合った支援をしていきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 長い間、不登校児童・生徒には、周り、教職員も含めてですが、登校刺激を与えてはいけないという説が大勢を占めておりましたが、今はどうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 不登校児童・生徒の援助については、本人への心に侵入せず温かく見守ることが必要な時期があります。また、積極的に登校を促し、そのための刺激を与えなければならない時期もあります。そのことを理解し、医療機関やスクールカウンセラー等の診断や意見を考慮して、児童・生徒や、その保護者の様子を見きわめて、心に寄り添いながら学校はつかず離れずの立ち位置でいることが望ましく、担任のみならず学校の先生方、スクールカウンセラーなど、常にチームで対応していくことが大切であると考えます。

教育委員会としても、登校拒否問題に対する認識を深めるとともに、実態把握に努めて、それぞれの立場から積極的に施策を展開し、保護者に対するカウンセリングの実施も含め、関係機関と連携し、学校における取り組みが効果的に行われるよう支援してまいります。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私も、今や個々に応じた登校刺激は必要だと思っております。一番苦しんでいるのは、その子たちだということを忘れずに、我々大人は温かい目で考えていく必

要があると思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に大原功議員、お願いします。

○16番（大原 功君） 市税について、市税と、それから加入、あるいは今の市長の施政方針、道路管理、あるいは下水ということで、分かれてお尋ねします。

まず、国民健康保険ですけれども、これの加入者というのは何人ですか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 加入者でございますが、平成28年1月末の数字でございます。世帯数が5,991世帯、被保険者数が1万767名でございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、国民健康保険の滞納者という方が、この中で872人ということではありますが、これで間違いはないですか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 26年度以前の方を対象とした人数でございますけれども、全てで、いわゆる過年度分につきましては872世帯でございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、滞納額というのが2億6,000万ということがあるんですけれども、これで間違いはないですか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 過年度分総額で2億6,000万円でございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これだけの滞納があると、なかなか市長だけではできんと思うし、市長も一般会計から繰り出しをしていただいております。私なんか会社の経営者ですから、市長も職員もそうですね、大体。議員の方は無職とかいろいろな方がおりますけれども。国民健康保険じゃなくて社会保険のほうを払って、一般会計で我々が税金を払って、そこからまた国保のほうに出されるということになると、市長を初め我々は保険の2重払いしておるような気がするんだね。こういうことがあるので、それかといってこの方の、いわゆる今の滞納の方は診察はどうなっているの。診察は受けられるか受けられんか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 期間的に短いものはございますけれども、短期給付という形の中で保険証の発行はさせていただいております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 滞納があっても、別にそれほど問題ないということか、はっきり言

うと。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） それなりの払っていただくような指導をさせていただいておりますので、関係ないと言われると非常につらいところがありますので、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 国民健康保険に対しての滞納という形で大原議員のほうから御質問をいただいております。

私たちとしては、税の公平性ということについては、かねがねこの議会の中でもお話をさせていただいております。等しく税を納めていただきたいということでございます。

そうした形の中で、いろんな事情があると思うんですね、滞納をしなきゃならないという事情があると思います。そうした形の中においては、一方では税の滞納に対して、西尾張滞納整理機構というところを通じながら税を納めていただく努力をさせていただいております。しかしながら一方では、先ほども言いましたように、滞納せざるを得ない事情ということに対しては、窓口でその方の御意見等を聞いて、我々としては少しでも納めていただくことを継続していただきたいということをお願いしているところでございます。

金額的にも非常に大きな金額になり、また国保運営につきましてはスムーズに運営できるように、一般会計から今年度、平成28年度の当初予算でも1億2,000万を繰り入れて、市民の皆さんの健康ということについてはやっていかなきゃならないという事情はありますけれども、滞納につきましては、そのような形で今後も対応させていただきたいと思っています。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、滞納ということになると、全く資産がなくて滞納されておるのか、まだ資産があって払われてないのか、こういうことになると思うんだね。もちろん、保険の税の中には医療、それから支援、介護というふうに分かれておるわけね。中には、全く所得がなくても均等割で来ると2万1,000円払ったり、あるいは介護では6,000円、支援では6,000円となる。平均の家庭の中に入ると、1カ月につき、これを大体試算すると毎月3万4,000円、年間にすると40万8,000円になるわけだ。高い人にとっては、資産がよけある人は85万まで高くなるね。

こういうふうにあるんだから、この所得割について8.1%、資産割については23%ということですがけれども、ここに市長に聞きたいのは、この資産割が高過ぎる。だから、固定資産税を値引きしてあげるといことは考えるのか考えんのか、ちょっと一遍。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 国保につきましては、それぞれの要因に基づいたベースというものをつ

くりながら国保税をお願いしているわけでございます。議員のほうからも、時々見直しをなささいというような形で御指摘もいただくわけでございますけれども、今のところ、この国保に対する保険料ということにつきましては、現状のままでいきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 結局、資産があるから滞納になるんだな、この保険料が。所得割については8.1%だから、まず大体の方は払われると思うんだわ、所得のほうについては。この資産のほうは、どうしてもネックになるんだね。だから、資産のほうを、もうちょっと固定資産税を少し減額する、まけてあげるというふうにして、できるだけ多くの方がお互いに助け合いっこしてやっていく方法にしないと、今の状況では、払わなくても診てもらえたら誰も払わなくなっちゃうね。こういう今のネックがあるわけね。だから、保険は年に6回ぐらい払うのかな。そうすると滞納がずうっとあっても、2カ月分払えば診てもらえるわけでしょう、結局。そういうふうになるんじゃないのかなあと思うんだけど、この辺のところはどう思う。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） お答えさせていただきます。

保険証のものにつきましては、短期証という形で6カ月のものを出させていただいておりますので、納期が来たときに納税相談をさせていただきながら、6カ月間は証の期間としておりますので、次の証に切りかえるときに、また納税相談等も含めて随時させていただいております。以上です。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 中には、国保を掛けてみえるんですけども、もっと上へ行くと国保を掛けなくていい、結局、老人ホームとかグループホームに入っておる。ああいう人の免除はどうやってやったの。やる方法はあるの。片方の国保のほうを掛けておる人は払わなくても診てもらえる。片方のほうは、そういう1割負担がなくても診てもらえんわけだな。そうすると、1割負担を長く診ていただく方法は考えられんのか。いい施策があったら、払わんでもいい方法が、あなたたちがいるんだから、そういう方法はないかなあと思って聞くだけなんだよ。だから、答えがなかったら別に答えがなくてもいいんだけど。1割負担がえらいんだからね。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 今、そういったものの、今の減免制度の中でゼロにできる制度にあるかどうかというのは持ち合わせておりません。また、回答させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番(大原 功君) いつまで言っておっても、おたくらは困るから、そこらにしておきますけれども。

次に、固定資産税の滞納というのがありますけれども、この中で339件というふうに滞納があるんですけれども、これで間違いはないですか。

○議長(武田正樹君) 伊藤総務部長。

○総務部長(伊藤好彦君) 大原議員にお答えをいたします。

ただいまの固定資産税の滞納件数ということでございますが、2月末現在で339件でございます。

○議長(武田正樹君) 大原議員。

○16番(大原 功君) 固定資産での滞納額というのは約1億7,000万円ということであるんですけれども、この1億7,000万で間違いはないですか。

○議長(武田正樹君) 伊藤総務部長。

○総務部長(伊藤好彦君) 金額につきましては2月末現在で約1億700万円でございます。以上でございます。

○議長(武田正樹君) 大原議員。

○16番(大原 功君) 1億700万円ね。そうすると、この固定資産税の払わん方は、どういふ方が払わんの。例えば一般的な家庭の中とか、あるいは農業者のように大きな土地を持つてみえる人が払ってないのか、これはどういふふうですか。

○議長(武田正樹君) 伊藤総務部長。

○総務部長(伊藤好彦君) 滞納者の方につきましては、議員がおっしゃられましたように、農家というか農業所得の方について申告をされた方で固定資産税の滞納をしてみえる方もお見えになられますし、それから一般のサラリーマンの方でも、サラリーマンといいますか、全然お仕事がなく、たまたま土地とか建物があるとかいふ方もお見えになられると思えますけれども、内容につきましては、どういふ方がと一人一人精査をしておるということはありませんので、今のところ細かいところまでは確認がとれておりませんが、議員がおっしゃられるように、農業所得を申告してみえる方の固定資産税を滞納してみえる方も中にはお見えになられます。以上でございます。

○議長(武田正樹君) 大原議員。

○16番(大原 功君) さっき開発部長、あなたが、三浦議員が質問したとき、農業者の件数を全部言ったんだから、あなたはわかるはずだと思うんだな。片方のほうで農業者の人数から、面積から、補助金から出してあって、総務部長が言うと割合がわからん。今、そんな時代でないんでね。そこに物をもったり取得したりなんかする人は、必ずみんな出ておるわけ。だから、私もマイナンバーというのが一番初めに出したでね、議員で。これはプライバ

シーにならんだ。自分が悪いことをしてなかったらちゃんと出してやるのが一番大事なことなの。

だから、今言うように、農業者と一般家庭と分けられると、私が思うにはかなり、私も農業をやっていますから、農業申告というのは別に出しますね。私なんかだと、何町歩かあっても年間で大体45万ぐらいしかないんだな、所得がないんだ。農業の方でも、中間の管理機構、こういうところに、私は農業委員をさせていただいたんですけど、かなりあるわけだ。

市長も御存じかもわかりませんが、この間、農業法人の管理会社の方が野焼きをやってみえた。これは3月11日1時40分。このときには警察と消防署がサイレンを鳴らして、そのやってみえる方に警告されたかどうかわかりませんよ、あった。市長は消防の海部南部の今の管理者だから、通知はあったと思うけれども、管理をしておる方でも、本当に管理が難しい。預けるほうは簡単ですけども、預けたら余計また、自分が払うほうもまた難しくなる。実際に、私が思うには、恐らくこの今の1億700万というのは、かなりの方があるんじゃないかなと思う。農業が大事だ大事だと言うんだったら、農業ができるような、固定資産税を払える状況にしてあげないとなかなか難しい。担い手とか何とか言うけど、なかなか担い手ってあるものじゃないんですわ。市長、ある。ないでしょう。なかなかないと。これは大事なんだ。農業が大事だって、農業をやっていこうと思ったら、農業者がそういう管理のところに出しても、管理を受けておる人が、こうやって横着してやらなきゃ、またその管理会社も利益にならんだ。このくらいの今の状況なんだね。

だから、こういうのを含めると、農業者と今のことは市民は知りたいと思うんだ。弥富市は約1万7,000近くの家帯数があるわけね。その中で1,300とか1,200の農業者があれば、こんなものずっと割ってわかるはずだと思うんだね。総務部長はそれぐらいはわかるかなあと思ったけれども、どうですか。わかりますか。

○議長（武田正樹君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 先ほどの固定資産税の滞納の関係でございますけど、御質問のほうで、どういう方がというお尋ねだったと思ひまして、そういうお答えをさせていただいたんですけど、先ほどお話をさせていただいた中で、農業所得を申告した方で固定資産税の滞納者が何名見えるかということの数字でいけば、農業所得を申告された方本人が3名で、滞納額が約55万円でございます。それから、本人以外の農業所得を申告された方が家族に見える方の家帯でいけば、2家帯で金額といたしましては約80万円ぐらいが滞納額になっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 農業者の中はそれだけしかいないというわけね。一般家庭の方がようけあるわけか。

○議長（武田正樹君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 滞納の方が農家かどうかというのは、ちょっと確認がとれないもんですから、申告書を一枚一枚確認しまして、その方が農業所得があるかどうかというのを確認させていただきました。農業所得を申告された方についての、その中で固定資産税の滞納の方が見えるのかなということで調べをさせていただいて、その人数と金額が先ほどお話しさせていただいた本人さんが3人で、金額といたしましては約55万、それから世帯でいけば2世帯で約80万円ということでございまして、金額と人数的なものは、把握させていただいたところでは、その人数、金額でございまして。以上でございまして。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 26年度の農業者申告の専従控除を受けておる人の滞納というのは、1件ということで73万9,900円か、あるわけだな。だから、それはわかるんだけど、そういう控除を受けていない、結局、農業者の申告した人ね。申告すれば、当然、農業者としてカウントされておるわけやね。カウントされておるから言っておるわけね。だから、専従農家というのは約85件ぐらいしかないわけな。そのほかの小規模農業というのがふえて千三百幾つになるわけだ。だから、農業の申告をしておる中というのは、申告したところの人の農業のことだけを聞いておるわけね。だから、こっちの別に所得のあるないというふうじゃなくて、農業の中の申告した中で何人あるかということを知っておるわけ。わかればいいけど、わからな、また。

○議長（武田正樹君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） まことに申しわけございません。申告書を拾い出しさせていただいたときに、その方が農業を専門でやってみえる世帯なのかどうかというのは、そのところでは把握いたしておりませんので、まことに申しわけございませんけど、お答えのほうは、数字が出てまいりません。よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 税をいただく人がよく勉強しないと、納税をしておる人が勉強しておつては逆になっちゃうんだな、これは。そうでしょう、市長。もらうほうがよく勉強していただかないと、逆に払うほうがよく勉強しちゃうと、あなたたちもらえんようになっちゃうんだ、逆に。こういうこともあり得るとのことだけは頭に入れておいてちょうだい。

それから、これは国のほうですけども、国民年金の納付、滞納者の件数は3,979件ですけども、これに間違いはないですか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） まず、平成27年12月末での国民年金の第1号被保険者については5,183人でございまして。

そのうち、いろんな免除がございます。法定免除であるとか、申請免除あるとか、学生納付特例であるとか、納付猶予というのがございます。そういったものを引きますと、実質的な人数としては3,979名が納付の対象者となっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、この中で滞納金額というのは3億3,580万というふうになるんだけど、この国民年金というのは払わないと、住宅ローンとか電話とかいろんなものが、5年間というのは借り入れできんよね。そういう制度もある。だから、本当言うなら、もっとしっかりやっていただきたいなあと思うんですけども。

各地の中で、国会議員とか、あるいは公人、議員もそうですけど、今までにテレビやなんかを見ておると、家族の中で国民年金を払ってないのが弥富市はある。公人の中で。わからない、短くして議員の中でもいいけれども。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 済みません、把握しておりません。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 市は国の準ずる機関であるんだね。だから、国に納めていただくことは、あなたたちがこのことをちゃんと知ってないと、国のほうは財政が回らないから、先ほど市長が言ったように、介護やいろんなものと25%しかくれん、あと75%は払わないかんということ。だから、きちっと払ってあげれば、50%くれると思うんだわな、市長。払わんからくれないんだ。だから、こういうことをきちっとしていかないといかんということ、一番悪いのは、悪いと言ったらおかしいけれども、国民年金というのは40年払わな、40年払ってやっと1カ月、今現在ですけども、6万5,000円しかくれんだね。だから、なかなか払おうという人の意思が少ないんじゃないかなあと思うけれども、こういうのも今までの流れとだんだん変わってきておるということは、いろんな会社が倒産したり、あるいは解雇されたり、いろんなことがあるので、私が国のことまで言っても仕方がないんですけども、あるということ。

それから、今、弥富市の起債、これは26年だと46万あるというふうになっておんだけど、本当に46万か、先回聞いたときは40万と聞いたんですけど、これを見ると46万になっておるんだな。どっちが本当なの。

○議長（武田正樹君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

まず、弥富市の市民1人当たりの起債ということでいきますと、39万3,877円で40万円ぐらいということでございます。それと、今、御指摘のありました46万というような数字もあると思うんですけども、これにつきましては、財務4表といたしまして、市のバランスシ-

ト、こういったものでいきますと、負債ということで、それぐらいの金額になるわけで、約46万ぐらいになるわけですがけれども、これはなぜ違いますかと申しますと、起債というのはお金を借りた金額でございますけれども、この負債には退職手当の引当金といたしまして、職員が一斉にやめるといふ、こんなことはまず現実にはないわけでございますけれども、そういうときに払う退職手当ですね、こういったものも一応負債というものに含まれてまいりますので、ちょっとふえるということでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 市長の施政方針の中で、市民にとっては大事な心強いビジョンのことを政策で述べられました。これについては本当にありがたいと思っておる。

そこで、弥富市も今、防犯カメラを10カ所ぐらい今度つけられるということであったので。一宮市、新聞を見ておったら、小・中学校に全部、8月までに防犯カメラをつけるということがあったんですけれども。

これともう1つは、私、前に言ったけれども、救命胴衣ね、こういうのも必要かなと思うので、こういうところを市長の中でどうだろうと思うんですけれども。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 防犯カメラにつきましては、12月議会のときに議員のほうの御質問に対してお答えをさせていただきました。平成28年度予算で、向こう3年間という形の中で30基ということでございますので、28年度に10基設置していきたいと思っております。その予算として720万ほど防犯カメラの設置という形の中でやっています。これは今、大原議員がおっしゃるように、小・中学校を中心として、ないところはないというような形に早くしていきたいと思っております。

そして、またライフジャケット、救命道具でございますけれども、これは南部のほうの小中学生、あるいは保育所という形の中で、ことしも、先回も議員のほうから早く全体にライフジャケットをとということでございますけれども、十四山地区も含めまして相当数、半数ぐらいは今年度対応できるかなあと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 今の桜と日の出が抜けておるけれども、ここは大丈夫かな。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 申しわけございません。南部と東部という地域の小・中学校、保育所というような形の中で今年度で対応していきたいと思っておりますので、桜とか日の出につきましては、今後、速やかに対応していくという形で御理解いただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 十四山学区には木曾川がないわけだな。桜学区には、あと日の出が

あるわけだ。どっちが危険性があるかということね。与えてメリットのあることが大事だと思うの。そうすると、日の出と桜は、特に木曾川の一級河川が通っておるわけだ。十四山のほうだと一級河川ではないわけね。この辺のところはどうですか、市長。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 弥富市全域、海拔ゼロメートル、マイナスという状況でございますので、どこが安全か、どこか危ないかということにつきましては、今の私の答弁の中にあると思います。全てのところが危険地域であると思っております。桜学区、日の出ということにつきましても、速やかにということをお願いしました。今年度、予算は編成されておられませんけれども、よく考えながら、また議員とも御相談申し上げながら、もし早急に必要というようなことがまた起こしていただければ、これは補正で考えるのかどうか、ちょっと御答弁しづらいところですが、いずれにしても速やかに対応して、子供たちの安全を考えていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） よくわかりました。

次に、道路につきましてですけれども、弥富市の都市計画では6メートル道路となっておりますけれども、のり面がようけあるわね、両べたに。実際にしたら8メートルぐらい使えるんだけれども、6メートルしか使われてないと。こういうのについて何かもうちょっと、柵板をつけるなり、またL溝をつけるなりして、道路の拡幅をすることによって危険性もなくなり、また消防自動車、あるいは救急車が緊急に入ったり、市長も御存じのように、先ほど1万2,000人近くの高齢者がおる中、何かあったときに、1秒でも2秒でも早く行けるような道路整備をすることによって、一番大事なのは、道路を整備することによって、多くの住民が安心したり、あるいは大企業が弥富なんかに来たいということもありますし、それからもう1つは、西知多半島の道路整備が国の所管でやられるということ。だから、あっちばかりやらずに、西は西の玄関というふうでありますけれども、東のほうはもっとずっと奥まであるけれども、弥富はここで終わりなんだから、愛知県は。だから、155号線というのも、またこれからも考えていただきたいというふうで、また市長とも、議長、あるいは議員の皆さんとともに行って、今ちょうど横井五六議長がおりますので、ちょうどいいところだから、あの人をお願いしながらして、弥富は県会もおりますけれども、しながらして、何として早くね。道路整備をつくることによって、必ず大きな産業が南部、あるいは十四山地区、こういうところに集中してくると思う。集中してくれば当然、固定資産税をいただくようになれば、先ほど言った資産割でももうちょっと安くなるという考え方も市長は持たれると思うんだけれども、考え方をひとつ。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 道路整備の御質問でございます。

道路のり面を利用して幅員を拡大したらどうだという形の御質問でございますが、これは議員おっしゃるとおりでございます。交通の安全、あるいは人の歩道等も含めて、歩くことも含めて安全対策を講じていかなきゃならないという形でございます。そうした形の中においては、28年度の中においては佐古木地区をまずやっていきたいということで、コンビニエンスストアから北側へというか、そちらの方向に対して、住宅の方向に対して、のり面の幅員活用というような形でやってまいります。そのほか4地区、楽平、鯛浦、操出、稲狐というような形で整備を計画しているところでございます。

また、基幹道路、都市計画道路というようなことも含めて、道路はまちづくりの生命線だろろうと思っております。今までも議員各位にいろいろと御支援をいただいておりますが、また新年度になりましたので、また新たに議員の皆様方のお力添えをいただいで、御要望にしていきたいと思っておりますので、その節は議員各位よろしくお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） もう1つ、道路のことですけれども、日光線ね。十四山から平島に抜ける中央幹線の、中央幹線というのは中部下水の橋がかかりますね。橋がかかると、全く平島の中のひので保育所や桜保育所、真ん中をそれこそトレーラーやトラックがようけ通るので、こういうのも含めて、市長、県のほうともやっていただいで、155号線を早くやっていただくというふうをお願いしておきます。

それで最後ですけれども、水路についてしますけれども、この水路を市長、一生懸命やってもらって都市下水が進んでいる。水路の中に水がないようになってね、排水が流れないから。そうすると、入梅の時期はまだ水が流れていいんですけれども、ヘドロがたまっちゃうんだな。中部下水なんかだと水がなくてヘドロだけ残っちゃう。水が流れておれば、だあつとそれでいっちゃうんだけど、そういうのもあるんで、こういう対策を、何とかする方法と、それからできたら平島町は人口も多いことでもありますので、車新田の運動広場から八幡神社までの間を暗渠にさせていただくと本当は一番いいんだがな、市長。そうすると、憩いの場所になって、あそこも両べた、桜が今植えてあります。かなり大きくなっています。そうすると、ひので公園に行くにもいいし、市街化の一番真ん中の中にあんな大きな水路があつて水がない、ただ本当に排水だけだから。今までは下水がなかったから排水が流れておったんですけれども、下水対策になったから水が流れない。こういうのがあるので、一遍そういうのは検討していただくということで、答弁は別になくてもいいわ。これで終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 本日はこの程度にとどめ、明日に継続議会を開き、本日に引き続き一

般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時 20 分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 永 井 利 明

同 議員 鈴 木 みどり

